

### III 基本計画





## **前期基本計画**

**令和 5 年度～令和 10 年度**

# 施策の体系

将来像

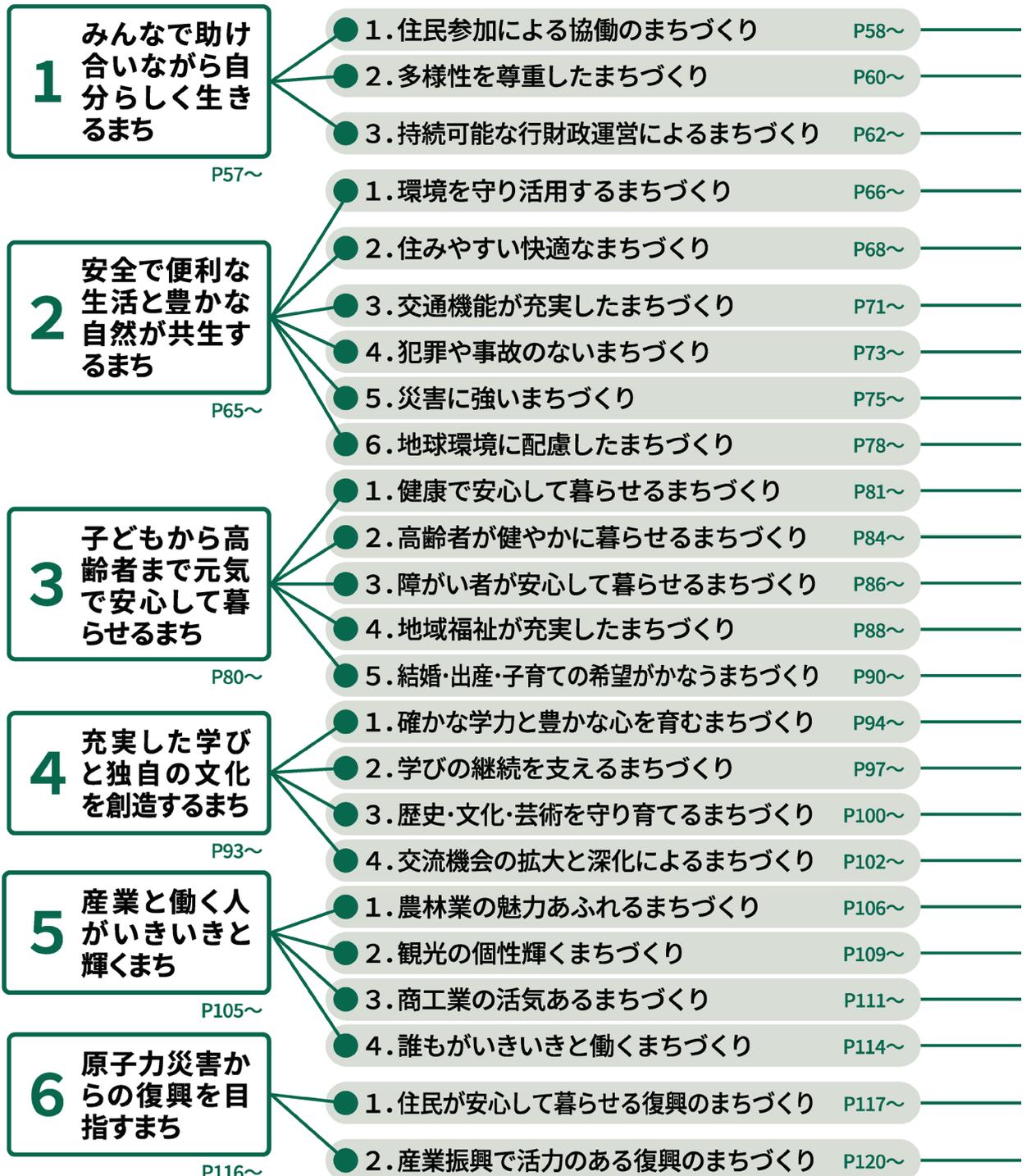
みんなの笑顔と若い活力にあふれ  
自然豊かな 歴史と文化が薫るまち

キャッチフレーズ

グッとスマイルかわまた

## 基本目標

## まちづくりの基本方針



基本  
理念

人口減少社会においても  
持続可能な活力ある  
地域社会の創出

(1) 活力を次世代につなげる  
(2) 活力を育てる  
(3) 活力を生み出す

重点  
施策

施 策

① 子育て支援

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| 1. 住民参画の推進                                 | 2. 地域活動の支援と強化                  |
| 1. 男女共同参画社会の推進                             | 2. 多様性を認め合う共生社会の推進             |
| 1. 変化に対応した行財政運営の推進<br>3. 行政のデジタル化の推進       | 2. 広域連携の推進                     |
| 1. 自然環境の保全                                 | 2. 資源の有効活用                     |
| 1. 計画的な土地利用と施設の維持管理<br>3. 水道の安定供給と排水処理の適正化 | 2. 良好な住宅環境の整備<br>4. 地域デジタル化の推進 |

② 移住・定住

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1. 道路の安全性と快適性の向上 | 2. 地域公共交通の維持と利便性の向上 |
| 1. 防犯対策・交通安全の強化  | 2. 消費者保護体制の充実       |
| 1. 危機管理及び防災体制の強化 | 2. 消防体制の充実強化        |
| 1. 地球温暖化対策の推進    | 2. 循環型社会の形成         |

③ 活力ある産業

- |                    |                       |            |
|--------------------|-----------------------|------------|
| 1. 健康づくりの推進        | 2. 医療体制の充実            | 3. 社会保障の安定 |
| 1. 高齢者福祉及び支援の充実    | 2. 介護予防と生きがいづくりの促進    |            |
| 1. 障がい者の社会参加と自立の促進 | 2. 障がい者が暮らしやすい社会の確立   |            |
| 1. 地域福祉の推進         |                       |            |
| 1. 結婚にいたるための支援の推進  | 2. 総合的な子育て支援の推進       |            |
| 1. 質の高い教育の推進       | 2. 地域との連携強化と特色ある教育の推進 |            |

④ みんなの生きがいづくり

- |                                       |                     |                 |
|---------------------------------------|---------------------|-----------------|
| 1. 生涯学習の充実                            | 2. スポーツの振興          | 3. 家庭における教育力の向上 |
| 1. 歴史・伝統文化の保護と継承                      | 2. 文化・芸術活動の活性化      |                 |
| 1. 関係人口の拡大                            | 2. 移住・定住施策の充実強化     | 3. 国際交流の推進      |
| 1. 農業の振興                              | 2. 農村環境の整備          | 3. 林業の振興        |
| 1. 地域の個性と魅力を生かした観光振興                  |                     |                 |
| 1. 地元企業への支援                           | 2. 起業・創業の支援と企業誘致の促進 | 3. 商店街の活性化      |
| 1. 雇用の創出と安定                           | 2. 働き方改革の推進         |                 |
| 1. 安全・安心な生活環境の確保<br>3. 山木屋地区のコミュニティ再生 | 2. 山木屋地区の生活支援       |                 |
| 1. 産業の再生                              | 2. 山木屋地区の産業再生       |                 |

## 基本目標 1 みんなで助け合いながら自分らしく生きるまち

- **基本方針1.住民参加による協働のまちづくり** P58～  
1. 住民参画の推進 2. 地域活動の支援と強化
- **基本方針2.多様性を尊重したまちづくり** P60～  
1. 男女共同参画社会の推進 2. 多様性を認め合う共生社会の推進
- **基本方針3.持続可能な行財政運営によるまちづくり** P62～  
1. 変化に対応した行財政運営の推進 2. 広域連携の推進  
3. 行政のデジタル化の推進

### 基本目標 1 の指標

項目	現状	目標 (R10)
まちづくり情報の共有化に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.23 (R3)	3.93
住民参画・協働のまちづくりの促進に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.02 (R3)	3.83
家庭や職場で男女の地位が平等になっていると回答した人の割合 (アンケート)	家庭 43.3% (R3) 職場 31.2% (R3)	家庭 50% 職場 50%

## まちづくりの基本方針 1 住民参加による協働のまちづくり

### 目指す まちの姿

住民一人ひとりをはじめ様々な主体がまちづくりに参画し、共に考え、それぞれが役割を担うことで、より住みやすい協働のまちを目指します。



### ●現状と課題

本町では、自治会を通じて地域住民が様々なまちづくり活動へ参画しており、地域活動において自治会は重要な役割を担っています。町は、各自治会に町職員を配置する「川俣町自治会担当職員制度」を活用し、協働のまちづくり活動に取り組んでいます。このほか、ボランティアや NPO 法人などの各種団体においても高齢者の見守り支援など積極的な助け合い活動等が行われており、かわまた夏祭り「からりこフェスタ」など実行委員会形式によるイベント開催なども活発に行われ、地域の活性化に大きく貢献しています。

また、各種計画の策定にあたっては住民懇談会や審議会等の開催、パブリックコメントなどを通じて、住民意見をまちづくりの施策に反映しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い新しい生活様式が求められる近年では、暮らし方や働き方の変化に伴い、日常生活の利便性だけではなく、自然環境の豊かさやゆとりある暮らしやすさも重視されています。このような価値観の多様化は、行政ニーズの複雑化・多様化につながっており、社会の変化に対応した、誰もが暮らしやすいまちをつくるためには、行政のみならず、住民一人ひとり、組織・団体、企業などがまちづくりに積極的に参加できる仕組みを構築し、様々な声をまちづくりに反映することが必要です。

そして、若者の町外への流出が進み、若い世代の地域活動への参加の少なさなど、少子高齢化による地域運営への課題が表面化している中、地域の担い手の育成・確保とともに住民が主体となる地域活動への支援・強化が求められています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：住民参画の推進

##### 施策の方向性

行政情報や地域活動に必要な情報について、行政と住民との共有化を図るとともに、年代や性別を問わず多くの住民の声が反映されるまちづくりを推進します。

##### 主な取組

###### (1) 広報の充実

- 広報誌やホームページに加えて、SNS・動画などの多様なデジタル媒体を活用して、住民の興味・関心を喚起するとともに、情報発信と情報公開の充実を図ります。
- 住民など情報を必要としている人がより使いやすいホームページへ見直しを検討します。
- 必要な情報を、必要な時に、必要な人が取得できるように、適切でわかりやすい情報発信と情報公開に努めます。

###### (2) 広聴の充実

- 住民の声が行政に的確に反映されるよう、町政懇談会や相談業務、自治会担当職員制度の活用、アンケート調査、パブリックコメントなど、多様な手段を用いて住民意見の把握を図ります。

- 住民の意見や要望について、行政組織内での情報共有を図り、迅速かつ的確に反映されるよう横断的な対応に努めます。

### (3) 自治意識の高揚

- 住民の自治意識の高揚やまちづくりへの関心を高めるため、各種講座・セミナーなどの開催や情報の提供に努めます。
- 様々な機会を通じて、町に対する誇りや愛着の醸成を図り、シビックプライドを大切にしたまちづくりを進めます。

### (4) 住民参加の機会拡大

- まちづくりに関する学習機会などの充実を図り、住民意識の向上と地域のまちづくりを担う人材の育成に努めます。
- 各種審議会や委員会等における委員の一般公募など、政策の企画段階から実行、進捗管理や効果検証・評価に至るまで、幅広く住民が参加できる機会の充実を図ります。
- 町政への関心とまちづくりへの参画意識を高めるため、特に若年層の投票率向上を意識した意識啓発と公民教育に努めます。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
SNS (Twitter・Instagram・Facebook) フォロワー数	1,037 人 (R4)	5,000 人
町公式ホームページアクセス数	522,157 件 (R4)	780,000 件
町の施策に住民意向が反映されているとの 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.23 (R3)	3.5

## 施策 2：地域活動の支援と強化

### 施策の方向性

住民が主体となるまちづくり活動や地域コミュニティの活性化を図り、行政のみならず多様な主体が相互に連携した持続可能な地域活動を支援します。

### 主な取組

#### (1) 住民自治活動の支援

- コミュニケーションツールの導入等をはじめとする自治会との連携強化により、自治会活動の円滑な推進を図ります。
- 自治会担当職員制度を効果的に活用し、自治会や地域活動の支援を図ります。

#### (2) 多様な担い手の育成・確保

- 地域団体、民間事業者、地域おこし協力隊、ボランティア、NPO など、多様な主体と協働してまちづくりを推進する体制をつくります。
- 若者が参加しやすい交流の場やイベントを充実させ、地域の担い手の確保と育成を図ります。

#### (3) 多様な地域活動の支援・充実

- 地域づくり活動に対する各種支援策等を活用し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ります。
- 地域コミュニティ活動の場である地区公民館等の環境を整備し、地域活動の活性化を図ります。
- 大学等の高等教育機関が有する学術的・専門的な知見や研究ノウハウをまちづくりに活用するため、幅広い分野での連携・協力を図ります。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
自治会担当職員の活動回数 (年間)	21 回 (R3)	30 回
NPO/ボランティア等との協働事業の実施数 (年間)	9 事業 (R3)	9 事業
地域活動の促進に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.11 (R3)	3.75

## まちづくりの基本方針 2 多様性を尊重したまちづくり

### 目指す まちの姿

住民一人ひとりの多様性が尊重され、差別や偏見のない、誰もが幸せに暮らすことができるまちを目指します。



### ●現状と課題

本町では、川俣町男女共同参画推進条例を制定するとともに、条例の基本理念を達成するため、第3次川俣町男女共同参画推進計画（令和4年5月策定）を定め、住民一人ひとりが性別にとらわれることなく、個人として社会の様々な分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進してきました。

近年、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権に関する様々な問題、マイノリティへの不当な扱いや差別など、コロナ禍による生活様式や働き方が変化してくる中で、多様性及び人権保護に関する重要性が改めて認識されてきています。

地域社会においても人と人とのつながりや助け合いの希薄化が危惧される中、様々な立場の人々がともに支え合う意識の醸成が重要となっており、人々の価値観やライフスタイルの多様性を受け入れ、様々な立場にある人々を支え包摂するとともに、それぞれの個性を尊重し、認め合い、良いところを生かす「ダイバーシティ&インクルージョン」へ向けた社会的な取組が必要となっています。

性別や年齢・国籍等を問わず、社会を形成する一人ひとりの個性を尊重していくために、事業所や学校などと連携した人権教育及び意識啓発の充実を図るなど、多様性を尊重したまちづくりが求められています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：男女共同参画社会の推進

##### 施策の方向性

性別にとらわれることなく、それぞれが持つ能力を平等に発揮できる、男女共同参画社会づくりに取り組みます。

##### 主な取組

###### (1) 男女共同参画の意識づくり

- 男女平等意識の浸透を図るため、学校教育や生涯学習、家庭や地域活動において、講座やセミナー、情報提供などによる意識啓発など、様々な広報・啓発活動の充実をめめます。
- 女性の社会的な活動機会の拡充のため、リーダーとなる人材の育成や女性団体活動の支援を推進します。
- 家庭・職場・地域など様々な場面での「ジェンダーバイアス」や「アンコンシャスバイアス」を解消する啓発活動に努めます。

###### (2) 男女共同参画の環境づくり

- 希望するすべての女性が様々な場面で活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方への支援、男性の育児休暇等の取得促進に向けた企業や事業主への意識啓発などを進め、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。

- 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の環境整備のため、様々な意思決定の過程に男女がバランスよく参画できるよう努め、多様な意見を取り入れるとともに、地域活動や防災等における男女共同参画を進めます。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
男女共同参画推進事業を実施した回数 (年間)	0回 (R3)	3回

## 施策 2：多様性を認め合う共生社会の推進

### 施策の方向性

人権尊重の理念について正しい理解を深めるとともに、様々な背景を持つ個人や価値観を認め合うことで、一人ひとりの多様な個性を尊重する社会づくりに取り組みます。

### 主な取組

#### (1)人権の尊重と支援の充実

- 人権教育・啓発を推進する指導者の育成や団体・グループの支援を推進します。
- 分かりやすい人権教育、人権啓発活動の充実を図ります。
- 男女間における DV (ドメスティックバイオレンス) などの精神的・身体的暴力やセクシャル・ハラスメントの発生防止と根絶に向けて、人権擁護と被害にあった人の保護を強化します。
- 啓発リーフレットや講座等を活用して、性の多様性や性的マイノリティについての理解促進を図ります。
- 人権尊重のための様々な分野における相談・支援機能の充実と、相談機関や公的支援制度との連携・協力関係の強化を図ります。
- 広報誌やホームページ、SNS など多様な媒体を活用し、総合的かつ効果的な人権啓発を推進します。
- 人権に関する職員研修の充実を図り、人権擁護に努めます。
- 児童・高齢者等の虐待を防ぐため早期発見・対応、保護、自立支援に至る取組を支援します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
人権擁護推進活動数 (年間)	7回 (R3)	7回



## まちづくりの基本方針 3 持続可能な行財政運営によるまちづくり

### 目指す まちの姿

時代の変化に対応した行財政運営に取り組み、持続可能なまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町では、令和2年3月に川俣町行財政改革大綱2020を策定し、少子化と超高齢社会、人口の急激な減少、頻発する自然災害等への対応及び住民サービスの維持・向上を図るため、限りある資源である人材、資産、資金等を効率的・効果的に活用し、持続可能な行財政運営の確立に努めてきました。

また、ふるさと納税による新たな財源の確保や施設運営の民間委託による省コスト化を図るとともに、多様な住民ニーズに対応するために研修などによる職員の資質向上、広域連携など、より良い行政サービスの提供に取り組んでいます。

そのような中、人口減少・少子高齢化のさらなる進行やライフスタイルの多様化、地方分権の進展等により、基礎自治体の役割が高まり、職員の役割・責任が増大しています。経済情勢の低迷が続いている中、財政運営においても厳しい局面が続いており、地域社会の持続可能性は、地方創生を推進するための基盤ともなるものであり、その確保に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

今後も、将来にわたる安定した行政サービスの提供及び持続可能な財政基盤の強化を図るため、中長期的な視野に立った財政ビジョンの確立に努め、財源の適正配分、新たな財源確保、デジタル技術などの新たな手法も取り入れながら、健全な行財政運営に努めていく必要があります。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策1：変化に対応した行財政運営の推進

##### 施策の方向性

多様化する住民ニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、限られた行財政資源の有効活用を図りながら、財政収支バランスのとれた健全で持続可能な行財政運営に努めます。

##### 主な取組

###### (1) 健全な行財政運営

- 各部門間を越えた技術的・専門的な職務間の連携強化により、緊急時においても強靱な組織体制の構築を図ります。
- 事務事業のスクラップアンドビルドを徹底し、経費の節減・合理化を推進します。
- ふるさと納税の魅力ある仕組みづくりに努めるなど、新たな財源確保の取組を推進します。
- 公共施設のランニングコストの抑制や、コスト意識に基づいた事業の実施や投資効果・費用対効果に配慮した事業の導入・運営に努めます。
- 全額地方交付税措置のある臨時財政対策債などを除く実質的な起債残高の抑制を図ります。

###### (2) 持続性を高める行財政運営

- 公共施設の維持保全の財源確保に向けて、町が保有する土地・施設などの利活用を検討します。
- 企業の誘致、起業の促進など新たな課税客体の拡充に努めます。
- 納税方法の利便性の向上や収納対策の充実により、自主財源の安定的な確保を図ります。
- 課税客体を適正に把握するため、県や国の関係機関との情報連携を強化し、適正な賦課を推進します。

### (3) 民間活力の導入の推進

- 民間活力を活用した住民サービスの向上に努めます。
- PPP/PFI の導入や民間委託により経費の削減を図るとともに、民間のノウハウを生かした公共施設の効率的な運営管理を推進します。

### (4) 職員の適切な配置と資質向上

- 組織の目的や価値観の共有を促進し、仕事に対するモチベーションを高めていくよう、職員間のコミュニケーションの活性化を促進します。
- 職員一人ひとりが仕事と生活の調和を図りながら能力を最大限発揮できる環境を整備します。
- 職員個々の能力・適性や事務事業の性格に応じた職員の適正配置を図ります。
- 適正な職員数により人件費の抑制に努めます。
- 継続的な職員研修を実施し、職員の政策形成能力、調整能力、専門性などの向上に努めます。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
実質公債費比率	4.4 (R3)	6.9
ふるさと納税額 (年間)	39,767 千円 (R3)	80,000 千円
指定管理、施設等の運営委託、PPP/PFI 等の民間活力を導入している件数 (年間)	2 件 (R3)	10 件
職員の定数 (年間)	131 人 (R3)	132 人
職員の研修を実施した回数 (年間)	6 回 (R3)	8 回

## 施策 2：広域連携の推進

### 施策の方向性

持続可能な形で住民生活を支えていくために、自治体間の連携により、それぞれの強みを生かし、資源を融通し合うなど、自治体の枠を越えた広域的な連携に努めます。

### 主な取組

#### (1) 広域行政の推進

- 一部事務組合等による業務の共同処理などの実施により、住民の利便性向上、事業の効率化など行政運営の効率化と活性化を図ります。

#### (2) 自治体連携の推進

- ふくしま田園中枢都市圏の一員として構成市町村との連携を強化し、広域連携による一体的な発展を推進します。
- 住民の利便性向上を図るとともに、事業の効率化を進めていくため、多様な分野における広域連携を推進します。
- 友好交流都市協定や災害時の相互応援協定などの各協定に基づき、自治体間の連携を深め、地域活性化や地域課題の解消、住民間の相互交流、災害時の連携等を促進します。
- 広域的な備蓄品の共有化や避難体制等の構築による防災連携の強化を図ります。
- 県との相互人事交流等を通じ、連携強化を推進します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
ふくしま田園中枢都市圏ワーキンググループ参加数	31 グループ (R4)	31 グループ

## 施策 3：行政のデジタル化の推進

### 施策の方向性

デジタル技術の活用により、モノ・サービス・場所などを共有し、コスト削減と業務効率化を図ることにより、住民サービスの向上を図ります。

### 主な取組

#### (1) 自治体 DX 推進による利便性向上と効率化

- 押印の必要性の検討、行政手続きのオンライン化や申請届出・納付手続・案内業務等の電子化、ワンストップサービスの推進等により、住民が行う行政手続きの利便性向上を図ります。
- 町内の Wi-Fi 環境の整備を促進し、ICT が浸透した生活スタイルに対応した情報環境の実現を目指します。
- オープンデータやデジタル技術の積極的な活用により、医療や福祉、商業、公共交通、防災・減災など、本町が抱える諸課題の解決を図ります。
- 様々なツールを用いて受け手のニーズを意識した情報発信を強化し、障がい者や高齢者等の社会的弱者はもちろん、誰にでもわかりやすく受け取りやすい情報の提供に努めます。
- マイナンバーカードの普及及び利活用を促進します。
- 業務の標準化や共通化など業務プロセスの改革を継続的に進めると同時に、AI・RPA 等の先端技術の活用も視野に業務の自動化・省力化を推進します。
- リモートワークの導入や電子決済の推進、行政文書や会議資料のペーパーレス化及び電子化等により、働き方の流動性・可動性を高め、働き方改革やオフィス改革につなげます。
- 各種情報システムやネットワーク利用においてクラウドサービスを積極的に活用し、行政事務の安定化及び効率化を図ります。
- 意見・提案やパブリックコメントの募集、住民意識調査の実施、住民懇談会など様々な場面において、デジタル技術の活用をはじめとする多様な手段を用いた住民意識の把握に努めます。

#### (2) デジタル人材の育成と情報セキュリティの強化

- 外部人材の活用やデジタル人材の育成等により、専門的知識を有する職員の確保を図ります。
- 川俣町個人情報保護条例の規定に基づいて、個人情報の適切な管理に努めるとともに、職員の研修等による意識向上や、適切な技術の導入などによる情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩防止に万全を期します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
全庁の紙の使用枚数・ペーパーレス化 (年間)	10.22t (R3)	6.54t
本庁舎の使用電力量の削減率	402,087kwh (R4)	△10%
行政情報化に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.93 (R3)	3.79
マイナンバーカードの交付率	57% (R4)	100%
電子申請システムを利用した件数 (年間)	0 件 (R4)	128 件

## 基本目標 2 安全で便利な生活と豊かな自然が共生するまち

- **基本方針1. 環境を守り活用するまちづくり** P66～
  - 1. 自然環境の保全 2. 資源の有効活用
- **基本方針2. 住みやすい快適なまちづくり** P68～
  - 1. 計画的な土地利用と施設の維持管理 2. 良好な住宅環境の整備
  - 3. 水道の安定供給と排水処理の適正化 4. 地域デジタル化の推進
- **基本方針3. 交通機能が充実したまちづくり** P71～
  - 1. 道路の安全性と快適性の向上 2. 地域公共交通の維持と利便性の向上
- **基本方針4. 犯罪や事故のないまちづくり** P73～
  - 1. 防犯対策・交通安全の強化 2. 消費者保護体制の充実
- **基本方針5. 災害に強いまちづくり** P75～
  - 1. 危機管理及び防災体制の強化 2. 消防体制の充実強化
- **基本方針6. 地球環境に配慮したまちづくり** P78～
  - 1. 地球温暖化対策の推進 2. 循環型社会の形成

### 基本目標 2 の指標

項目	現状	目標 (R10)
これからも川俣町で暮らしたいと思っている住民の割合 (アンケート)	66.2% (R3)	80%
森林整備面積	4,000 m <sup>2</sup> (R3)	32,000 m <sup>2</sup>

## まちづくりの基本方針 1 環境を守り活用するまちづくり

### 目指す まちの姿

豊かな自然環境の保全を行うとともに地域資源としての有効活用を図り、自然と共生できるまちを目指します。



### ●現状と課題

町は、豊かな自然環境の保全を図るため、森林保護、水源涵養に努めるとともに、森林環境譲与税の活用による間伐等の森林整備や人材育成、担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発活動に取り組んでいます。また、農地、農業用水等の保安全管理、合併処理浄化槽の設置促進のほか、地域活動による環境保全、美化活動を通じて良好な景観の形成等を図ってきました。

ここ数十年の間に、世界的な自然災害の頻発化・激甚化の要因と言われる地球温暖化、生物多様性の損失など、複雑かつ広域的な環境の問題が顕在化してきており、平成 27 年(2015 年)に国連持続可能な開発サミットが採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられている SDGs (持続可能な開発目標) と、同年に採択されたパリ協定が時代の転換点となり、世界中で考え方を大きく転換していくことが必要不可欠となっています。

本町においても、貴重な自然環境を持続可能な形で次世代へ継承していくために、住民と行政が一体となって自然環境を持続的に保全していくことが引き続き求められており、自然環境が有する機能を地域における様々な課題解決に活用する GI (グリーンインフラ) の考えのもと、自然が持つ防災機能の発現やふれあいや学びの場としての活用を図っていく必要があります。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：自然環境の保全

##### 施策の方向性

自然環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した取組を実践する場・機会の提供を図ります。

##### 主な取組

###### (1) 自然環境保全への意識啓発

- 関係団体による里山の保安全管理や清掃活動の継続的な実施を支援するとともに、各種イベント等と連携して、自然環境保全に関する啓発活動に努めます。
- 自然環境保全の意識を高めるために、学校教育や生涯学習を通じて、自然に親しむ機会の提供に努めます。

###### (2) 自然環境保全の推進

- 森林環境譲与税の活用による森林環境整備や、多面的機能支払交付金事業による農村・農業の多面的機能の維持・発揮など、自然環境の適切な維持管理に努めます。
- 各種事業を実施する際に環境保全への適正な配慮や、動植物の生息地などの保全に努めます。
- 森林間伐や枝打ちの実施、遊休荒廃農地の有効活用等、自然環境保全への施策を推進します。

###### (3) 環境美化活動の推進

- クリーン作戦による町内一斉清掃活動や花いっぱい運動による地域植栽活動、河川清掃による河川の草刈りなど、住民との協働による環境美化活動の推進に努めます。また、参加者の高齢化を踏まえ、各自治会と運営のあり方や実施方法などについて検討を進めます。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
環境保全の意識啓発事業を実施した回数 (年間)	1回 (R3)	5回

## 施策 2：資源の有効活用

### 施策の方向性

住民・企業・行政などそれぞれの役割に応じて、環境負荷の低減に取り組むとともに、自然環境が有する多様な機能の有効活用を図ります。

### 主な取組

#### (1) GI(グリーンインフラ)の推進

- 防災機能やレクリエーション機能等、自然環境が有する多様な機能の有効的な活用に努めます。
- 自然観察や自然保護をテーマとした講座やイベントの実施、情報発信等による活動の活性化を図ります。
- 里山や森林、農村環境など豊かな自然を地域資源として生かし、地場産業（農林業・観光等）や教育分野への活用などに取り組みます。
- 間伐材、伐採木などの利活用による6次産業化を推進します。
- 環境に高い関心を有する民間資金（ESG投資）を呼び込み、環境と共生したインフラ整備や土地利用を推進します。

#### (2) 自然を生かした環境整備

- 地域の協力による散策路や遊歩道の整備等、身近な自然にアクセスしやすい環境づくりに努めます。
- 自然とふれあうことができる公園・緑地を整備するなど、地域の自然環境の活用を推進します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
里山や河川など自然環境を活用したイベント・啓発活動等の実施回数 (年間)	1回 (R3)	2回



## まちづくりの基本方針 2 住みやすい快適なまちづくり

### 目指す まちの姿

社会動向や住民ニーズに応え、快適で魅力ある居住環境を創出し、これからも住み続けたいと思えるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町では、川俣町都市マスタープラン改訂版（平成 29 年 3 月策定）に定める土地利用や都市計画に基づき、道路や公園、火葬場など都市環境整備に取り組んできました。

また、安全・安心な住環境の確保に向けて、安定した水道水の確保をはじめ排水の適正処理などの生活基盤の整備や町営住宅の長寿命化、住宅耐震化への支援などに取り組んでいます。

一方で、少子高齢化による社会構造の変化や人々の生活様式・意識の変化などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの見直し、デジタル技術の進展など社会情勢は急速に変化してきています。

また、急速なデジタル技術の進展に伴い、快適で暮らしやすい生活を確保するための条件として、地域のデジタル化は重要性を増してきました。

快適で安全・安心な住環境の確保は、住民の暮らしを支え定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

人口減少による過疎化が進展している中、地域の活力を維持するためには、快適な都市基盤の整備に引き続き取り組み、住民ニーズを的確に捉えた快適な生活環境を構築するとともに、本町に安心して住み続けることができる魅力的なまちづくりに努めていく必要があります。

また、デジタル技術を地域づくりの手法に取り入れ、利便性の向上と地域のデジタル化を促進するとともに、高齢者などへのデジタルデバインド対策など住民の誰もがデジタル技術の恩恵を受けることができる環境整備が求められています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：計画的な土地利用と施設の維持管理

##### 施策の方向性

都市計画に基づく適正な土地利用を推進するとともに、都市施設などの維持管理や景観の保全・向上を図るなど、快適なまちづくりに努めます。

##### 主な取組

##### (1) 計画的な土地利用の推進

- 川俣町都市マスタープランに基づき、保全と開発の調和の取れた規制・誘導を行い、地域特性を生かした適切な土地利用に努めます。
- 空き地の利活用について検討し、有効活用を促進します。

##### (2) 施設の維持管理

- 都市公園の園内清掃、花き・樹木の植栽管理による快適性の向上に努めます。
- 都市公園の機能向上と公園利用者の安全確保に努めます。
- 火葬場などの生活に必要な都市施設の整備と適切な維持管理を実施します。

### (3) 街並み景観の保全と向上

- 景観保全のための清掃など、地域住民活動への支援を行います。
- 樹木の剪定や古い看板の建替え等による景観向上を促進します。
- わかりやすいデザインを用いた公共サインを効果的に配置します。

#### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
空き家等バンクの登録件数	51 件 (R3)	190 件
公共施設の維持管理費 (年間)	799,092 千円 (R3)	660,000 千円

## 施策 2：良好な住宅環境の整備

### 施策の方向性

ニーズに合った住宅・宅地の供給、住居などの安全性向上や質的向上を促進し、良好な住宅環境の整備に取り組みます。

### 主な取組

#### (1) 良好な住宅・宅地の確保

- 民間事業者による小規模宅地の造成に対する支援を図ります。
- 子育て世帯、若年層を対象とした住宅政策を検討します。
- ポケットパークや子育て世帯向け住宅など空き地や空き家の活用を検討します。
- 町営住宅については、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理や耐震性が無い木造住宅の廃止に努めるとともに、安定した供給、良好な住宅環境の整備を図ります。
- 民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、補助制度を活用した耐震改修を促進します。
- 危険なコンクリートブロック塀の撤去・修繕や、空き家等の除却に関する補助制度の活用を促進し、安全・安心な住宅環境の確保を進めます。
- 川俣町空家等対策計画に基づき、空き家等に対する適正な措置を実施します。
- 太陽光発電及び蓄電設備の導入に対する補助制度等により環境にやさしい住宅づくりを支援します。

#### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
町内の空き家率	17.2% (R3)	10%

## 施策 3：水道の安定供給と排水処理の適正化

### 施策の方向性

安全で安定した水道供給に取り組むとともに、排水処理を適正に実施し水環境の保全と衛生環境の向上を図ります。

### 主な取組

#### (1) 水道の安定供給

- 取水・浄水施設等の整備による安全・安心な水道水の安定供給を確保します。
- 石綿セメント管及び老朽管路の計画的な更新を行い、災害リスク軽減のための耐震化に取り組みます。
- 水道未普及区域の水道管敷設を検討し、上水道の普及に努めます。
- 水道未普及区域の飲用水の安定的な確保を図るため家庭における井戸掘削を支援します。

- 災害時における断水等に備え、給水車や応急給水器具等を計画的に整備します。
  - 持続可能な事業運営を行うため、業務の効率化や省力化、広域的な連携により基盤強化を図り、健全運営の維持に取り組みます。
- (2) 排水処理の適正化
- 生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及・啓発を推進するとともに、補助事業などの活用により一般住宅への設置を促進します。
  - 水環境副読本の配布、学習会の開催など、河川及び用排水路の水環境に関する理解に取り組みます。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
水道の普及率	85.9% (R3)	89%
老朽水道管 (石綿管) 残存率	1.75% (R3)	0%
合併処理浄化槽の普及率	28.5% (R3)	40%

## 施策 4：地域デジタル化の推進

### 施策の方向性

デジタル技術を活用し、地域づくりや生活の利便性の向上、防災・行政情報などを誰もが手に入れることができる環境整備に取り組み、安全・安心で快適な地域デジタル化を推進します。

### 主な取組

#### (1) 地域コミュニティにおけるデジタル活用の推進

- デジタル技術を活用し、地域課題の解決や地域コミュニティの維持を促進します。
- スマートフォンの活用講座やインターネット上の各種サービスの紹介など、高齢者や情報弱者へのデジタルデバインド対策に努めます。

#### (2) 地域におけるデジタル化の拡大

- 行政データを含むビッグデータや AI 等の先端技術の活用を地域や企業等においても促進し、地域の生産性向上を図るとともに、交通・福祉など住民生活に密接に関わる地域課題の自発的解消を目指します。
- 地域経済の活性化を図るため、決済事業者と連携した地域における決済情報等の利活用への取組を検討します。
- 飲食事業者などの小売店舗におけるキャッシュレス決済の導入や、高齢者への宅配サービスへの対応を見据えたデリバリー・テイクアウトサービスの導入など、商業環境の変化に対応した新たな取組について支援します。
- デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるようデジタル活用支援に取り組みます。
- 地域におけるデジタル化を進めるため、デジタル人材の育成・確保に努めます。
- デジタル技術を活用したサービスの高度化を図り、生活の利便性の向上と効率化を図ります。
- 企業等におけるデジタル化を促進するための支援策を検討し、地域デジタル化の推進と企業等の DX の推進に努めます。
- 光通信サービスが利用できる環境を整備するための光ファイバー網整備等の情報通信基盤整備を推進します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
スマートフォンやインターネット等に関する講座を開催した回数 (年間)	2 回 (R3)	18 回
キャッシュレス決済を導入している事業者の割合	37% (R4)	60%

## まちづくりの基本方針 3 交通機能が充実したまちづくり

### 目指す まちの姿

安全で利便性の高い交通網が形成され、日常で誰もが利用しやすい交通手段が確保された、快適で利便性の高いまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町ではふくしま復興再生道路として、国道 114 号と国道 349 号は令和 5 年 3 月に拡幅・バイパス化による道路整備が完了しました。また、町道については、住民生活の利便性向上のため、町道整備事業などを推進するとともに、道路ストックの長寿命化を図り、緊急時の避難経路確保、交通の円滑化と安全性の確保、地区間の連絡強化などにも取り組んでいます。

また、本町の少子化・過疎化が進展する中、路線バスの運行支援や自治体バスの運行、デマンド型乗合タクシー導入による公共交通空白地域の解消などの取組により、地域公共交通の維持・確保に努めてきましたが、主な利用者である中高生がさらに減少することや、自動車依存の高さなどを要因として、地域公共交通の中心を担っている路線バスの利用者は年々減少することが予想されています。

このように地域公共交通の利用者が減少しつつある中、運転手不足や交通事業者の経営悪化などにより、地域公共交通の維持が困難になるなどの状況が表面化してきている一方で、高齢化の進展に伴ない高齢者にとって利便性の高い生活交通に対するニーズも高まっています。

幹線道路や生活道路で構成される道路網は、住民の快適な生活を支える道路であるとともに、災害時における物資の輸送等、広域的なネットワークを形成しており、その役割はますます重要度が増してきています。今後も交通の円滑化や安全性の確保を図るため、道路整備を進めていくとともに、若年層や高齢者を中心に地域の実情に応じた利便性の高い地域公共交通の確保が求められています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：道路の安全性と快適性の向上

##### 施策の方向性

誰もが安全かつ快適に利用することができ、住民ニーズに応える道路整備に取り組むとともに、周辺環境や景観に配慮した道路環境の形成に努めます。

##### 主な取組

###### (1) 道路網の整備

- 住民生活の利便性の向上に資する町道整備事業を、住民ニーズや周辺環境、地域振興等を勘案しながら、順次計画し事業化を進めます。
- 国・県道の修繕や整備について関係機関に要望します。
- 周辺環境に配慮した良好な道路景観の形成を推進します。
- 避難行動に支障をきたす生活道路等について、複数の経路を確保するなど避難路の整備に努めます。

###### (2) 道路環境の安全性向上

- 町道や国・県道に点在する危険箇所を把握し、対策を講じることで安全性の向上に努めます。
- 道路インフラ（橋梁・舗装等）は定期的な点検を実施し、個別施設計画（修繕計画）を随時更新しながら、施設の安全性の向上と長寿命化を図ります。

- 街路灯（LED 灯具）の整備による夜間通行の安全性の確保及び消費電力の省力化を図ります。
- 道路パトロールや住民からの通報に基づき損傷箇所を順次補修するなど、町道等における維持管理を適切に実施し、安全で快適な道路環境を確保します。
- 歩道の新設・拡幅、段差の解消などの危険箇所の改良、防護柵の設置等、安全で人にやさしい道路環境の整備を推進します。
- 児童生徒の安全な通学を確保するため、通学路の安全対策を充実します。
- 道路台帳の整備による適正な道路管理を行います。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
町道改良率	57.8% (R3)	58.5%
町道舗装率	85.0% (R3)	100%

## 施策 2：地域公共交通の維持と利便性の向上

### 施策の方向性

利用状況の的確な把握による効率的・効果的な地域公共交通の確保とともに、住民の利便性が高い地域公共交通の形成に努めます。

### 主な取組

#### (1) 地域公共交通の維持・確保

- 住民生活における公共交通を確保するため、運行補助金の交付などにより、路線の維持に努めるとともに、他路線等への接続などの利便性の向上についてバス事業者に働きかけます。
- 通勤・通学、通院、買い物など日常生活における住民の積極的なバス利用を促進します。
- 地域の移動利便性を確保するため、自治体バス（川俣松川線・川俣飯野線）を他市町村との共同により運行します。
- 公共交通空白地帯を解消するため、全町を対象としたデマンド型乗合タクシーを運行します。
- 事業者と連携して、デジタル技術の活用による地域公共交通の利便性の向上を検討します。
- 地域のバス・タクシー事業者、各種関係団体や自治会などの様々な組織との連携を図り、利便性の向上や経費の削減など、地域公共交通を持続可能な形で維持していく方法について検討します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
デマンド型乗合タクシーを利用した件数（年間）	6,230 件 (R3)	8,000 件
公共交通の維持・確保に関する 5 段階評価満足度の平均値（アンケート）	2.68 (R3)	3

## まちづくりの基本方針 4 犯罪や事故のないまちづくり

### 目指す まちの姿

防犯・交通安全対策、消費者保護対策の充実により、住民が安全で安心して生活することができるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町では、安全で安心に暮らしていくため、住民の安全を脅かす犯罪について、警察や地域と連携しながら撲滅に向けて取り組んでおり、見守り活動などを実施してきました。しかし、近年では、核家族化や都市化などの社会構造の変化により、地域における人間関係の希薄化が地域社会の犯罪抑止力の低下にもつながっており、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪が増加するなど、犯罪の手口が巧妙化、複雑化、ハイテク化しています。

交通安全については、カーブミラーの設置や交通危険箇所の解消に努めてきましたが、幹線道路など道路整備の進展やそれに伴う交通量の増加などにより、危険箇所が変化してきています。さらに、高齢化社会を迎えた今日では、高齢者が被害者になるあるいは加害者になるという交通事故も増加しています。

消費者トラブルについては全国的に増加傾向にあり、町でも広報誌などによる啓発活動や相談体制の充実に取り組んできましたが、振り込め詐欺などの特殊詐欺やインターネットによる消費者被害などが後を絶たず、成年年齢の引下げにより若年層がトラブルに巻き込まれることなども新たに想定されています。

防犯対策については、町と関係機関、地域が一体となった自主防犯組織の育成に努めるとともに、住民の防犯意識の向上や警察との連携強化など、学校、家庭、地域、警察などとの緊密な連絡体制を築き、地域ぐるみの防犯体制の強化が求められています。

交通安全対策については、危険箇所の把握と解消に取り組むだけでなく、交通安全や交通マナーの周知・啓発など、引き続き交通安全対策の強化に努めていく必要があります。

また、消費者トラブルを未然に防ぐためには、消費生活に関する知識の普及や意識啓発を図るとともに、消費生活の質的向上に向けた消費者教育・啓発や情報提供、相談体制を充実させる取組が必要です。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：防犯対策・交通安全の強化

##### 施策の方向性

交通ルールの遵守やマナーの向上、防犯意識の向上を図り、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持った、犯罪や交通事故に強いまちづくりに取り組みます。

##### 主な取組

###### (1) 防犯・交通安全活動の推進

- 町と協定を結んだ協力機関、企業、団体等で組織する「川俣町地域見守りネットワーク事業」を活用し、地域社会全体での見守りを推進します。
- 地域や小・中学校等における防犯教室等を実施し、防犯意識の高揚を図ります。
- 小学校の新入学児童へ防犯ブザーの無償配付を行います。
- 行動動線における経路拠点の通過情報提供サービス等により、児童の通学の安全性を高めます。
- 夜間の犯罪や事故の発生を未然に防止するため、道路、公園、駐車場の構造や施設の改善、防犯灯の設置や修繕に努めます。

- 警察や交通安全関連団体との連携により、交通危険箇所の解消及び除去に努めます。
- 学校や職場、地域などでの講習会の実施による交通安全教育及び広報の推進を図ります。
- 歩行者や自転車には反射材やヘルメットなどの着用を啓発し、義務化された自転車損害賠償責任保険等への加入等を推進します。
- 歩行者の安全確保や交差点における安全対策のため、歩道の整備・改良や、交通安全施設の効果的な設置を促進します。
- 高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境の整備に努めます。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
犯罪発生件数 (年間)	32 件 (R3)	10 件
交通事故 (人身事故) 発生件数 (年間)	14 件 (R3)	7 件

## 施策 2：消費者保護体制の充実

### 施策の方向性

適切な消費行動をとれるよう必要な知識や情報の普及啓発に努めるとともに、消費生活の相談体制の充実や、消費者被害の救済のため関係機関との連携体制の充実を図ります。

### 主な取組

#### (1) 消費者意識の啓発

- チラシやパンフレット、学校教育や生涯学習、イベントなどを通じて、消費者問題に対する意識啓発を図ります。
- 関係機関・団体と連携し、特殊詐欺や悪質商法などによる被害の未然防止に努めます。

#### (2) 消費者保護体制の充実

- 国や県消費生活センターと連携し、面接や電話、オンラインによる相談や無料法律相談の充実など、多様な相談体制の整備に努めます。
- 消費生活の安全を確保し、被害を未然に防止するよう、必要な情報の迅速な提供に努めます。
- 関係団体が実施する研修会などへの参加により、職員の対応力向上を図ります。
- 消費生活に関する研究・学習及び啓発活動に取り組む消費者団体の育成及び活動の支援を行います。
- 成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者問題に対する支援の充実を図ります。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
消費者保護意識啓発事業の実施回数 (年間)	1 回 (R3)	2 回

## まちづくりの基本方針 5 災害に強いまちづくり

### 目指す まちの姿

様々な災害や事故に備えたまちづくりを進めるとともに、住民が安全で安心して生活することができるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町の地域防災については、川俣町地域防災計画（令和2年2月策定）に基づき、自然災害や原子力災害などへの備えを進め、県及び近隣市町村、関係機関などと防災訓練を実施するなど、事前防災・減災に努め、令和2年度からはデジタル行政防災無線の運用を開始しました。

また、本町の消防組織は、常備消防機関である伊達地方消防組合の南分署と非常備消防である川俣町消防団により構成されており、相互に連携を取りながら地域消防や救急活動にあたっています。

しかし、消防団員の多くは仕事を有しており、平日昼間の災害時に対応可能な団員が限られているほか、高齢化に伴う団員の減少など組織体制の課題が見えてきました。

近年、全国的に地震や豪雨災害などの自然災害が頻発し、令和元年10月台風19号における豪雨災害では、本町においても土砂災害や河川氾濫など多くの甚大な被害が発生しました。今後も発生するであろう大災害に備え、安全・安心への意識が高まってきている今日では、住民の身体や生命、財産を守るため、地域の防災・減災及び消防体制への強化は重要性を増してきています。

そのような中で、自分や家族で身を守る「自助」、地域での助け合い「共助」、行政や消防等による支援「公助」の連携を強化するとともに、有事の際でも住民の身体や生命、財産を守ることができるよう、地域ぐるみで防災意識の高揚や自主防災体制の育成を図るとともに、様々な災害を想定した体制強化と日頃の備えを強化していくことが求められています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策1：危機管理及び防災体制の強化

##### 施策の方向性

災害発生時における対応がスムーズに行われるよう備えるとともに、関係機関や地域との協力体制を確立し、迅速な避難や被害の最小化など事前防災に努めます。

##### 主な取組

###### (1) 事前防災の充実

- 県と連携を図り、山林の適切な管理や急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業、治山事業の実施を推進し、土砂災害対策に取り組みます。
- 県が作成した浸水想定区域に基づき、ため池ハザードマップを作成し、対策工事等に取り組みます。
- 県と連携し、河川の浚渫や改修を推進するなど、計画的な治水機能の維持及び向上に努めます。
- 避難所等における感染症への拡大防止を図るため、衛生資材の備蓄や環境の整備を図ります。
- 国土強靱化地域計画の柔軟な見直しを行います。
- 川俣町地域防災計画に基づき、食料品、飲料水、毛布等の備蓄、緊急時における車両や通信の確保に努めます。
- 避難行動要支援者の個別計画を整備するとともに、定期的な更新を行い、要支援者の把握及び支援体制の強化を図ります。

## (2) 災害時における支援体制の強化

- 町内全域に整備した防災行政無線を活用し、災害情報を速やかに伝達するとともに、難聴世帯には戸別受信機を配付し難聴の解消を図ります。
- 新たな情報提供チャンネルなど、災害等の緊急時に複数の情報を提供できる体制の構築を図ります。
- 国の避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴い、「高齢者等避難」、「避難指示」「緊急安全確保」の避難情報についての周知を図ります。
- 自然災害や感染症の感染拡大等に備えるため、国や県との連携強化を図ります。
- 避難所となる公共施設やライフライン、通信設備等の耐震性の確保を図るとともに、防災拠点整備による避難所の確保を推進します。
- 自治体間の災害時の相互応援協定締結などによる広域的な支援や、民間や関係団体との協力協定等に基づき、災害時の支援体制の構築を図ります。
- 地域住民が迅速かつ安全に避難するための避難路の計画的な整備を推進し、住民への周知徹底を図ります。

## (3) 地域防災力の向上

- 防災ハザードマップを活用し、家庭や個人での防災意識の高揚と防災体制の強化を図ります。
- 各地区の意向を反映した自主防災組織の設立を促進し、地区における初動体制の強化を図ります。
- 防災計画などに関する説明会や疑似体験防災訓練などの実施により、自助・共助の視点に立った防災意識の向上を図ります。
- 地域の防災力向上のため、防災士の設置を図ります。
- 総合防災訓練をはじめ、地区ごとの防災訓練など、各種防災訓練を積極的に開催します。
- 川俣町社会福祉協議会と連携し、災害発生時の迅速な被災者支援体制を構築します。
- 各地区の避難所等において、災害時の電力供給がされるよう、太陽光発電設備や蓄電池、非常用発電機の整備を検討します。
- 講演会や広報・講座など様々な機会を通じて、災害に対する意識啓発に努めます。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
災害連携協定の締結数	19件 (R3)	25件
自主防災組織の設置数	2組織 (R3)	15組織
地区ごとの防災訓練を実施した回数 (年間)	0回 (R3)	1回



## 施策 2：消防体制の充実強化

### 施策の方向性

住民・地域や企業、各種団体との連携により地域における消防防災力の強化を図り、火災発生の予防と緊急時の迅速な対応に努めます。

### 主な取組

#### (1) 消防・救急体制の充実・強化

- 防火意識の高揚を図るため、広報や訓練等を通じて火災についての正しい知識の普及など、啓発活動の充実を図ります。
- 常備消防と消防団の連携を深めるとともに、消防団員の教育・訓練の充実に努めます。
- 消防団員の定数など、現状に合わせた消防団体制への見直しを図ります。

#### (2) 消防力の維持・充実

- 計画的に消防車両・消防屯所等の更新を進めていくとともに、消防団員の安全を守るための安全装備を整備します。
- 防火水槽、消火栓などの消防水利施設や資機材の維持管理に努めます。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
消防団の団員充足率	86.48% (R3)	100%
火災発生件数 (年間)	4 件 (R3)	0 件



## まちづくりの基本方針 6 地球環境に配慮したまちづくり

### 目指す まちの姿

カーボンニュートラルなどの取組を進め、グリーン社会の実現に向けた地球環境へ配慮したまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町では、自然環境や生活環境と調和した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、川俣町地域まるごと省エネ計画（令和3年7月策定）を定め、住民や企業、町、関係団体などすべての主体が地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策に取り組んできました。

また、脱炭素化を推進するだけでなく、循環型社会の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法に基づく分別収集を行い、適切な処理に努めています。不法投棄対策については、郵便局との不法投棄監視協定に基づく活動やシルバー人材センターへの委託による不法投棄監視パトロールを推進するとともに、ポイ捨て防止啓発及び回収に取り組んでいます。

世界人口の増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の拡大は、地球温暖化など地球的規模の環境問題を生じさせ、わが国においても、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が顕在化しています。これらを背景として、平成27（2015）年に採択されたパリ協定により、温室効果ガス排出量が実質ゼロである脱炭素社会の実現に向けた取組が世界的に進められており、わが国でも、令和32（2050）年のカーボンニュートラル化を目標として、様々な分野において政策が推し進められています。

その取組の一環として、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーなどのグリーンエネルギーに転換することで、経済社会システムを変革させるというGX（グリーン・トランスフォーメーション）の考えのもと、太陽光発電に限らず、風力やバイオマスなどの再生可能エネルギーの積極的な導入や水素など新エネルギーも含めた、新たなエネルギー社会の構築及び循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

このような社会を実現するため、住民や企業、町、関係団体などが互いに連携を図り、脱炭素化を進めるとともに、経済社会システムや産業構造を変革し成長につなげる取組が必要となっています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策1：地球温暖化対策の推進

##### 施策の方向性

地球温暖化の防止に向け、住民や企業との連携のもと、安心して住むことができる環境づくりに取り組み、環境に配慮しながら成長していくことができるまちづくりに努めます。

##### 主な取組

(1) 地球温暖化防止の意識向上

- 子どもから大人まで幅広い世代へ向けた環境教育や、地球温暖化対策に関するセミナーや講座、イベント等による意識向上を図ります。
- SDGsの推進を通じて、地球温暖化防止に対する住民理解の促進を図ります。
- 再生可能エネルギーの導入促進に対する住民理解の醸成を図ります。

## (2) ゼロカーボンシティの推進

- 川俣町地域まるごと省エネ計画に基づき、環境と調和した再生可能エネルギーの導入検討、省エネルギーの推進、ライフスタイル等の変革など温室効果ガス排出削減及び森林等の吸収源対策など地球温暖化対策に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの普及促進のため、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池の導入等を支援します。

## (3) 企業の脱炭素化支援

- 脱炭素対策や省エネルギー化、グリーン化などの環境に配慮した取組を支援します。
- 企業等における再生可能エネルギーの利用促進につながる情報の発信に努めます。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
地球環境や SDGs の意識啓発に関するイベントの実施回数 (年間)	1 回 (R3)	4 回
住宅用太陽光発電システム設置件数 (累計)	247 件 (R3)	400 件
二酸化炭素の排出量 (年間/単位: 千 t-CO <sub>2</sub> )	95 千 t-CO <sub>2</sub> (R3)	67 千 t-CO <sub>2</sub>

## 施策 2：循環型社会の形成

### 施策の方向性

環境に配慮した持続可能な循環型社会の形成を目指し、適切なおみ処理を推進するとともに、ごみの適正排出と適正収集に努めます。

### 主な取組

#### (1) ごみの減容化・資源化の推進

- 住民の理解と参加による循環型社会を形成していくため、ごみ問題やリサイクルについての情報提供や広報等による意識啓発に努めます。
- ごみの 3R (リユース・リデュース・リサイクル) を推進するため、マイバック運動や正しい分別の推進に努めます。
- 収集体制やゴミステーションの適正な設置などの随時見直しを行います。
- 家庭ごみの有効利用と減量化を促進するため、生ごみたい肥化などへの取組を支援します。

#### (2) ごみ処理体制の整備

- ごみ分別への住民の理解を得るとともに、分別収集の徹底に努めます。
- ごみの効率的な収集運搬を行うとともに、適正処理・処分に努めます。
- 産業廃棄物についての事業主責任を徹底するとともに、不法投棄監視パトロール員の設置等による不法投棄の監視・未然防止啓発活動を推進します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
ごみ (一般廃棄物) 排出量 (1 人 1 日当たり)	1,256g (R3)	1,000g

## 基本目標 3 子どもから高齢者まで元気で安心して暮らせるまち

- **基本方針1.健康で安心して暮らせるまちづくり** P81～  
1. 健康づくりの推進 2. 医療体制の充実 3. 社会保障の安定
- **基本方針2.高齢者が健やかに暮らせるまちづくり** P84～  
1. 高齢者福祉及び支援の充実 2. 介護予防と生きがいづくりの促進
- **基本方針3.障がい者が安心して暮らせるまちづくり** P86～  
1. 障がい者の社会参加と自立の促進 2. 障がい者が暮らしやすい社会の確立
- **基本方針4.地域福祉が充実したまちづくり** P88～  
1. 地域福祉の推進
- **基本方針5.結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり** P90～  
1. 結婚にいたるための支援の推進 2. 総合的な子育て支援の推進

### 基本目標 3 の指標

項目	現状	目標 (R10)
生活習慣病患者の割合	44.4% (R3)	40%
自分が健康であると感じている人の割合 (アンケート)	76.7% (R1)	80%
合計特殊出生率	1.38 (平成 25～29 年)	1.5
出生数 (年間)	41 人 (R3)	45 人
子育て支援の充実に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.93 (R3)	3.99

# まちづくりの基本方針 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

## 目指す まちの姿

全ての世代の人々が心身ともに健康であるよう、健康づくりの場や機会が確保され、疾病予防と医療体制が充実するとともに、安定した社会保障のもとで安心して暮らすことができるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



## ●現状と課題

医学の進歩や生活水準の向上によりわが国の平均寿命は世界一の水準にあり、「人生 100 年時代」が本格的に射程に入ってきました。一方で、生活習慣の変化、ストレスの増大により疾病構造は変化し、生活習慣病の低年齢化なども進んでいます。

本町では、第二次健康かわまた 21 計画（平成 27 年 3 月策定）に基づき、平成 31 年度に中間評価を実施した結果、脳血管疾患や心疾患による死亡割合が依然として高いこと、年代が高いほど肥満の割合が高いこと、さらに特定健診受診率が低い傾向が見られました。

そのため、健康づくりにおいては、運動推進員を養成し、各地区の小さな集まりでも気軽に体操教室が展開できるような体制づくりに努めてきました。

引き続き、受診しやすい健診の体制づくりや、健診結果に基づいた生活習慣等に関するアドバイスの実施、健康的な生活習慣のための知識の普及や啓発等の取組が必要となっています。

さらに子どもの肥満対策や生活習慣病をはじめとする疾病予防対策等に取り組み、子どもから高齢者まで、全ての世代の住民が継続的な健康づくりを習慣化することができるよう、積極的な支援を推進していく必要があります。

医療体制については、町内に病院が 1 箇所あるほか一般診療所や歯科診療所があります。また、福島市内へのアクセス性が高いことから福島県立医科大学附属病院及び救急指定病院への迅速な搬送が可能となっています。

その一方で医師及び看護師、病院職員の不足、高齢化による問題を抱えており、担い手となる専門職などの人材の育成・確保に加え、保健・医療・介護の各分野の連携強化による医療体制の充実が求められています。

国においては、持続可能な社会保障制度となるよう、医療保険制度や後期高齢者医療制度について、各種改革が進められています。本町においても、住民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットとなる社会保障制度の適切な運営に取り組んでいく必要があります。

## ●まちづくりの施策と取組内容

### 施策 1：健康づくりの推進

#### 施策の方向性

住民の健康意識を高めるとともに、各種健康づくり事業や食育、健康管理に関する相談体制の整備等を進め、健康推進体制の拡充に努めます。

#### 主な取組

(1) 疾病予防と健康的な生活習慣の推進

- 住民を対象とした栄養・運動教室を開催し、健康の保持・増進を図ります。
- 生活習慣病の予防や重症化予防に向けて、ライフステージに合わせた各種健康づくり事業や各種保健指導事業を推進し、疾病予防対策の充実を図ります。

- 国が進めるデータヘルス改革と足並みを合わせながら、町独自の計画である保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、健康で長寿のまちづくりに向けた取組を推進します。
- 検診予約オンラインシステムにより、健康診査、がん検診等の受診しやすい体制を整備し、受診率の向上を図ります。
- 妊産婦、乳幼児から高齢者に至るまで世代に対応した歯科保健についての意識啓発や歯科検診の充実を図ります。
- 学校と家庭の連携と医療機関の指導による子どもへの健康づくりの意識啓発やわかりやすい情報発信を推進します。
- 生涯学習・生涯スポーツ分野との連携による幅広い年代の健康づくりの普及・啓発を推進します。
- 未成年者の喫煙防止や喫煙者の禁煙の促進、分煙対策について意識啓発に努めます。

#### (2) 食育による健康づくりの推進

- 認定こども園や小・中学校との連携により、幼少期からの食育を推進します。
- 食生活の自己管理に向けた食育を推進するとともに、地域が一体となった食育を推進します。

#### (3) 心身の健康相談の充実

- 特定健診未受診者に対する AI を活用した受診勧奨を図ります。
- 保健師や管理栄養士など専門職を確保し、適切な配置による相談体制の充実を図ります。
- 生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に向けた相談体制の充実を図ります。
- 精神科医療との連携により、心の健康づくりについての正しい知識と理解の啓発に努めます。
- 自殺予防に向けた相談体制の充実や相談窓口の周知をはじめ、生きることの包括的な支援関連施策の取組を推進します。

#### (4) 感染症予防対策の充実

- 結核やインフルエンザ、新たな感染症などについて、症状や感染予防などの正しい知識の普及に努めます。
- 新たな感染症などに対応するため、国や県等の関係機関や医療機関と連携しながら、検査体制の充実や感染症への対応、必要な調査を行える体制づくりに努めます。
- 予防接種の必要性に関する啓発を推進するとともに、新たな予防接種への対応等、感染症予防対策の充実を図ります。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
食育に関する事業の実施回数 (年間)	50回 (R3)	50回
特定健康診査の受診率	43% (R3)	55%

## 施策 2：医療体制の充実

### 施策の方向性

病気やけがの程度に応じた初期医療をはじめ、適切で切れ目のない医療・看護を受けることができるよう、医療体制の充実に努めます。

### 主な取組

#### (1) 地域の医療体制と連携の強化

- 身近に相談できるかかりつけ医の機能強化や普及を促進します。
- 地域の核となる病院をはじめ、関係医療機関相互の連携体制の強化を図ります。
- 川俣町医師会による在宅当番医による休日診療体制の充実を図ります。
- 福祉や介護と連携した在宅医療の充実等、保健及び医療・介護の提供体制の連携強化を図ります。
- 献血や臓器移植についての知識の普及と理解促進のための広報・啓発活動を推進します。
- オンライン診療実施体制の整備を支援します。

#### (2) 救急医療体制の充実

- 伊達地方病院群輪番制協議会による休日・夜間救急医療体制の充実を図ります。

### (3) 人材の確保と就業環境の整備

- 県や関係機関との連携による医師・看護師の人材育成と人員確保を支援します。
- 医療従事者が働きやすい環境整備を支援します。
- 既存医療機関の健全経営を支援します。

#### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
町内の医療機関数	9 箇所 (R3)	9 箇所
オンライン診療を実施している医療機関数	2 箇所 (R4)	5 箇所
医療スタッフの充足率 (病院アンケート・聞き取り)	93.3% (R3)	100%

## 施策 3：社会保障の安定

### 施策の方向性

住民の誰もが心身の健康や経済的な安心を得て暮らし続けることができるよう、社会保障制度の安定的な運用に努めます。

### 主な取組

#### (1) 医療保険制度の安定的運用

- 国民健康保険制度県単位化に伴う保険税率の見直し等に的確に対応するとともに、住民に対する周知、説明等を十分に行います。
- 適正な医療受診を促進するとともに、主体的な健康づくりへの支援や疾病予防策の充実など、各種保健事業の強化を図ります。
- 国民健康保険制度の住民に対する周知及び説明の充実を図ります。
- 後期高齢者医療制度について、福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、住民の安心のために、健全かつ安定的な制度運営に努めます。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、患者負担の軽減や医療保険財政の改善を図ります。

#### (2) 国民年金制度の普及

- 無年金による高齢者の生活困窮を防止するため、国民年金制度についての周知と対象者の加入を奨励するとともに、保険料納付率の向上を図ります。

#### (3) 生活の安定確保と自立支援

- 生活保護法に基づき、生活困窮者に対する適切な相談・指導に努めるとともに、包括的な自立支援策を強化します。
- ひとり親家庭等に対して、手当の支給や就労支援により自立に向けた支援を行います。

#### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
ジェネリック医薬品の利用率	87% (R3)	91%
一人あたりの医療費 (療養諸費)	400,605 円 (R3)	380,000 円
生活の支援に関する相談件数	50 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する

## まちづくりの基本方針 2 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

### 目指す まちの姿

高齢者の一人ひとりが、充実した福祉により安心して暮らすとともに、地域や人との関わりあいの中で、生活の楽しみや生きがいを見つけることができるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町では、川俣町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年3月策定）に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防や地域密着型サービスなど医療・介護・予防・住まいなどを包括的に支援する地域包括ケアシステムを推進してきました。

わが国では、高齢化が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、加えて一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加により、地域での助け合い・支え合いが一層求められています。また、急激な高齢化の進展に伴い「加齢により心身が老い衰えた状態」にならないよう適切な治療や予防を行うことで要介護状態を回避する「フレイル予防」が重要視されています。

今後は団塊の世代が75歳を迎える2025年以降の介護ニーズの増大を見据え、中長期的な視点での地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

さらに、人々が考える「高齢者像」の変化に伴い、今後は「高齢者」や「現役世代」についての画一的な捉え方を見直し、生涯現役（エイジフリー）で活躍できる社会の実現が期待されています。町民アンケートにおいても60歳代以上の回答者で「身近な地域の人とのコミュニケーション」や「地域のためになることへのチャレンジ」の割合が増加していることも踏まえ、地域での活躍の場や機会の確保、支援が必要と考えられます。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策1：高齢者福祉及び支援の充実

##### 施策の方向性

介護が必要な高齢者も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めるとともに、生活への支援や住まい等の安全の確保を図ります。

##### 主な取組

###### (1) 地域包括ケアシステムの推進

- 地域ケア会議の開催による個々の課題の解決に向けた支援を検討します。
- 包括支援事業の実施により高齢者の心身の健康の保持や自立支援を推進します。
- 地域医療体制と地域包括ケアシステムの一体的な推進のため、連携体制の強化と情報の共有を推進します。

###### (2) 介護制度の充実

- 介護保険事業計画に基づく要介護認定やケアマネジメントを推進します。
- 関係団体・事業者と協力した在宅医療・介護連携や認知症施策を推進します。
- 介護人材の育成及び確保への支援と介護保険の円滑な運営を図ります。
- 高齢者の健康づくりを推進するための人材育成に努めます。

### (3) 生活支援の充実

- 見守り・安否確認、外出支援や家事などの生活支援サービス提供の充実を図ります。
- 一人暮らし高齢者等の要介護者に対する緊急通報装置の貸与及び設置を推進します。

### (4) 居住環境の安心の確保

- 住宅改修など介護保険サービスの活用による住宅のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者に配慮した公営住宅の整備を推進します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
介護保険の在宅サービスを利用する高齢者の人数	589人 (R3)	580人
65歳以上に占める要介護認定者の割合	20.8% (R3)	20%
介護サービスの事業者数	42事業者 (R3)	44事業者
介護保険居宅介護 (支援) 住宅改修費の支給件数	59件 (R3)	60件

## 施策2：介護予防と生きがいつくりの促進

### 施策の方向性

フレイル対策により要介護状態になることを防ぎ、高齢者が生きがいを持ち生涯現役で社会参加できる場や機会の充実に努めます。

### 主な取組

#### (1) フレイル対策による介護予防

- 高齢者保健福祉計画に基づく各種健康診査、健康教育・相談、家庭訪問などを実施し、フレイル状態に早く気づき、対応できるよう努めます。
- 介護予防体操等の普及による自立した生活機能の維持促進を図ります。
- 広報・啓発活動による介護予防教室などへの参加促進と高齢者の心身機能の維持や改善、自立支援（重度化予防）を図ります。
- 町内の介護や福祉に携わる方や就職希望のある方の資格取得等によるスキルアップを支援します。

#### (2) 社会参加の促進

- 老人クラブ連合会やシルバー人材センターなどへの支援の充実を図ります。
- 気軽に交流活動を行うことができる場やサークル活動、サロン等を支援するとともに各種講座等の開催により外出機会の創出を図ります。
- 高齢者が活躍できる地域活動やボランティア活動、世代間交流の場づくりに努めます。
- 就労意欲のある高齢者の雇用を促進します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
介護予防型給付サービスを受けている人数	137人 (R3)	150人
シルバー人材センターで活動した人数 (年間)	94人 (R3)	130人

## まちづくりの基本方針 3 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

### 目指す まちの姿

障がいのある人も無い人も、地域でいきいき明るく暮らしていけるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

障がい者福祉においては、完全参加と平等を掲げた国際障害者年（昭和 56（1981）年）を契機としてノーマライゼーションの理念が広がる中で、契約方式化により利用者のサービス選択が可能になり、その後、障がい種別を超えたサービスの提供枠組みが構築されたことなどにより、障がい福祉サービスの充実が図られています。また、平成 28（2016）年の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行を受け、発達障がい児に対する支援も一層の充実が図られています。

本町においても、川俣町障がい者福祉計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（令和 3 年 3 月策定）を策定し、「障がいのある人もない人も、安心して暮らせるまち・かわまた」を基本理念として障がい者施策の一層の充実に努めています。障がいのある人にとっての「社会的障壁」の問題をはじめ、医療や心身のケアの必要性、希望や状況に応じた就労先の確保など、きめ細やかな支援が求められています。

そのため、障がいを抱える一人ひとりの能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるように、生活支援や自立支援、就労支援など、障がい者や障がい児の生活を支援する社会的支援体制の充実に必要な取り組みがあります。また、ユニバーサルデザインやバリアフリーの推進により誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。このように、障がいの有無等に関わらず誰もが尊重され、地域の一員として家庭や住み慣れた地域社会で暮らしていくことができる、ノーマライゼーション社会の実現を目指していくことが求められています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：障がい者の社会参加と自立の促進

##### 施策の方向性

障がい者及び障がい児が安心して地域生活を続けることができるよう、相談体制の充実や在宅生活の支援とともに、地域との交流機会を創出し、様々な地域活動への参加を促進します。

##### 主な取組

(1) 障がい者及び障がい児の生活支援の充実

- サービス提供事業者との連携強化により障がい福祉サービスを適切に実施し、生活支援の充実を図ります。
- 県や関係市町村との連携によるサービス基盤の充実等、障がい者が地域で安心して生活するための基盤整備に努めます。
- 障がい者の多様な活動と充実した生活のための相談支援事業や地域活動支援センターの充実を図ります。
- 地域ボランティアによる障がい者の活動支援体制を構築します。
- 障がい児の希望や障がいの実態に応じた保育及び教育体制の整備と特別支援教育の充実を図ります。
- 生活保障のための各種支給制度の円滑な運用に努めます。

## (2) 障がい者及び障がい児の保健医療の充実

- 障がいの早期発見・早期治療につなげるため、適切な保健・医療サービスを提供できる仕組みづくりを促進します。
- 保健・医療・福祉をはじめ様々なライフステージに対応する分野横断的で総合的な支援に努めます。
- 発達障がいを含む、障がいのある児童の療育を支える体制の充実を図ります。

## (3) 相談体制の強化

- 障がい者や障がい児とその家族のための相談体制の充実を図ります。
- 細やかな情報提供により多様なニーズへの対応を図ります。
- 障がい者虐待の防止とその早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を強化します。

## (4) 社会参加への支援

- 関係機関と連携した職業能力の向上や雇用に向けた各種支援により障がい者の就労を促進します。
- 障がい者のコミュニケーション手段の選択肢の充実を図ります。
- 障がい者が参加しやすいスポーツや文化活動等の活性化を支援し、多様な交流を促進します。
- 障がいのある児童や生徒への配慮について理解を深めるための意識啓発等の取組を推進します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
一般就労移行者数	2人 (R3)	4人
障がい福祉サービスの利用者数	66人 (R3)	70人
相談支援事業者数	0事業者 (R3)	2事業者

## 施策2：障がい者が暮らしやすい社会の確立

### 施策の方向性

ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を形成するとともに、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入により、様々な立場の人にとってやさしいまちづくりに努めます。

### 主な取組

#### (1) ノーマライゼーションの理念の普及

- 障がい者基本計画及び障がい者福祉計画に基づき、障がい者福祉の推進を図り、国の指針や地域の特性を踏まえ、随時計画の見直しを行います。
- 障がいへの理解を深め、障がいのある人を取りまく問題に住民一人ひとりが取り組む意識を啓発します。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消を促進します。

#### (2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

- 安全な外出を支えるため、公共施設や道路、町営住宅など、障がい者に配慮した、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 既存住宅の改修や新たに整備される住宅へのバリアフリー化及びユニバーサルデザインの普及を促進します。
- 障がい者が福祉サービスや行政情報を入手しやすくなるように、大文字化、音声化、点字化などによる情報バリアフリーの推進に努めます。

## まちづくりの基本方針 4 地域福祉が充実したまちづくり

### 目指す まちの姿

地域の人と人のつながりを大切にしながら、地域全体で連携して、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

我が国では、令和 22 年には人口 5 千人未満の自治体が全体の約 4 分の 1 を占めることが見込まれることから、医療・福祉をはじめとする公共サービス等へのアクセスが重要となっています。

また、平成の 30 年間を通じて進んできた世帯規模の縮小、特に単独世帯の増加、65 歳以上世帯主の増加等の傾向が今後も続く予想されており、従来の家族や地縁を中心としたつながりや支え合いが希薄化し、日常生活における人とのつながりや支えの乏しい高齢者世帯の増加が続くと見られる中で、それぞれの地域の状況に応じて人と人との支え合う地域づくりの必要性が増してきています。

本町では、民生児童委員が地域住民の相談役や福祉行政とのパイプ役となり、地域の人と人のつながりを大切にしながら、地域福祉活動に取り組んでいます。また、住民の自主的な保健福祉活動により、地域での見守りネットワークの構築や高齢者の集うサロン運営なども活発に行われています。

今後も、地域福祉推進の担い手であるボランティア団体などの育成を図るとともに、こうした住民同士の助け合い活動を促進し、住民や福祉目的事業者、各種団体、行政等が協働して地域の支え合い体制を整備していくとともに、情報発信により参加を促していくことが求められています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：地域福祉の推進

##### 施策の方向性

住民、福祉目的事業者、各種団体、行政など地域全体で連携して支援体制を構築し、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

##### 主な取組

##### (1) 地域福祉体制の構築

- 地域住民の支え合いと公的支援が連携する地域包括ケアシステムの活動を推進します。
- 地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化を図ります。
- 孤独や孤立を防ぐための相談窓口などの充実を図ります。
- 子育て家庭や一人暮らしの高齢者などあらゆる人々が地域で安心して暮らすことができるよう地域での見守り体制の構築を図ります。
- 民生児童委員の活動を支援し、地域福祉活動を推進します。
- 子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの支援の枠を越えた重層的支援を進めます。

##### (2) 地域福祉活動の推進

- 川俣町地域見守りネットワーク事業を活用し、地域社会全体での見守り活動を推進します。
- 川俣町地域包括支援センターと連携し、在宅での生活支援や認知症サポーター養成講座の開催など、支援が必要な人が適切な支援を受けることができる体制の推進を図ります。
- 学校教育や生涯学習、広報活動、イベントなど様々な機会を通じて、福祉意識の啓発を図ります。

### (3) 地域福祉の担い手の育成

- 地域におけるボランティアグループの交流の場の充実を図ります。
- 体験教室や各種養成講座、研修会などの開催に取り組み、地域における介護予防活動の担い手など地域の福祉人材の育成に努めます。

#### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
福祉サービスの事業者数	6 事業者 (R3)	7 事業者
認知症キャラバンメイト・サポーターの人数	137 人 (R3)	200 人
地域ボランティア登録団体数	18 団体 (R3)	増加を目指す



## まちづくりの基本方針 5 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり

### 目指す まちの姿

子どもを産み育てる様々な場面において、一貫して充実した支援を展開し、安心して子育てができるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町では、住民・地域・企業・行政が協働し、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すことを基本に、第2期川俣町子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）に基づき、預かり保育や延長保育、0歳児保育など保育サービスの充実に努めています。

また、放課後児童対策として、民間や地域の協力を得ながら「わいわいクラブ」や「たのしい教室」を開催するなど、学校、家庭、地域が連携した子育て支援体制づくりを推進しています。さらに、令和5年4月には幼稚園・保育園の再編による認定こども園が開園します。

平成の時代に出生率低下と子ども数の減少が社会的な問題として認識されたことで、妊娠・出産・子育ての支援が少子化対策として強化されつつあります。子育て支援については、待機児童対策等とともに保育制度等の見直しが行われ、子ども・子育て支援新制度の創設、幼児教育・保育の無償化につながっています。また、育児休業法の制定や育児休業給付制度の創設など仕事と子育ての両立支援に関する施策も進められています。少子化対策は、こうした施策のほか、結婚、教育、まちづくりまで広範な領域での取組が必要であり、政府を挙げて推進されています。

本町においても少子化問題は深刻であり、近年は年間の出生数が減少傾向にあります。核家族化や共働き世帯の増加、就労形態の多様化に対応していくとともに、ひとり親世帯の支援など、支援メニューを一層充実させることが求められています。

町の持続的な発展を図るうえでも、結婚の希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができ、子どもが健やかに育っていくまちとなるように、認定こども園、学校と家庭、地域及び行政が一体となって、町全体で子育て支援を推進していくことが重要です。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策1：結婚にいたるための支援の推進

##### 施策の方向性

若い世代が理想のライフデザインを実現させるための支援として、結婚を希望する人が、出会いから結婚にいたるまでの支援を行います。

##### 主な取組

###### (1) 結婚の希望をかなえる支援

- 結婚を希望している人が、気軽に相談ができる体制を整備します。
- ライフデザインセミナーの開催など、理想とするライフデザインを描くための支援を行います。
- 出会いの機会を提供するための各種事業について、町内外への広報活動に努めます。
- 県や近隣市町村、企業等との連携により、個人のニーズに沿った出会いの場の提供に努めます。
- 町内外・県外等に在住する若者との出会い・交流の場を創出します。

- ICT やデジタル技術を活用した遠隔会議システムなどを活用した、新たな形での出会いの場を創出します。
- 結婚を希望する人の登録制度によるマッチングや仲人制度など、結婚の希望を叶えるための支援をします。
- 川俣町結婚新生活支援事業などの結婚する人への支援の充実を図ります。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
出会いの場の事業の実施数 (年間)	0回 (R3)	3回

## 施策 2：総合的な子育て支援の推進

### 施策の方向性

働き方や家族形態の多様化によるニーズの変化に対応し、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を図るとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組めます。

### 主な取組

#### (1) 妊娠・出産の支援

- 特定不妊治療に対する助成や出産祝い金等をはじめとした、経済的支援の充実を図ります。
- 産前、産後の母親の心身のケアや家事・育児の相談及び支援体制の充実を図ります。

#### (2) 保健・医療体制の充実

- 乳児及び母親に対する健康診査や歯科保健事業を推進するとともに、医療費補助等の支援の充実を図ります。
- 母子の健康状態の的確な把握を目的とした母子保健情報及び医療情報の一元管理を推進します。
- 乳幼児や子どもが医療機関を受診できる体制を確保し、救急時における医療情報等の的確な情報提供を図ります。

#### (3) 子育て支援体制の充実

- 母子健康手帳アプリ「かわまた元気っ子アプリ」や SNS 等の多様な情報提供ツールを活用し、子育て支援情報を適切なタイミングで提供できるよう体制の強化を図ります。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠、出産、育児に関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。
- 地域における子育て支援ネットワーク構築を推進し、地域ぐるみの子育て支援体制の充実に努めます。
- 認定子ども園を含む町内の学校等において、完全給食無償化を図ります。

#### (4) 子育ての不安の解消と交流の場の提供

- 子育てに関する知識及び情報の提供と悩み解消に向けた相談体制についてオンライン相談の導入等により充実を図ります。
- 子育てサークルの活発化や関係機関及び団体との連携による交流、情報交換の機会の充実を図ります。

#### (5) 多様な保育サービスの提供

- 教育と保育を一体的に行う幼保連携型認定子ども園において、多様化する保育ニーズへの対応や、教育・保育への総合的な取組の推進を図ります。
- 一時預かり保育や3歳未満児の保育枠の増加、病児保育など多様な保育サービスの提供に努めます。

#### (6) 子どもを育む環境の充実

- 地域で遊び交流できる場所の確保を図り、定期的な点検等による安全確保に努めます。
- 屋内の子どもの遊び場「おてひめわくわくランド」の整備と運営を行い、より良い子育て環境の充実に努めます。
- 保護者ニーズの多様化に対応した、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営を推進します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
育児・子育てに関する相談件数 (オンライン含む) (年間)	0 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する
ファミリーサポート事業の利用者の延べ人数 (年間)	336 人 (R3)	500 人
おてひめわくわくランドの利用者数 (年間)	7,009 人 (R3)	10,000 人



## 基本目標 4 充実した学びと独自の文化を創造するまち

- **基本方針1. 確かな学力と豊かな心を育むまちづくり** P94～  
1. 質の高い教育の推進 2. 地域との連携強化と特色ある教育の推進
- **基本方針2. 学びの継続を支えるまちづくり** P97～  
1. 生涯学習の充実 2. スポーツの振興 3. 家庭における教育力の向上
- **基本方針3. 歴史・文化・芸術を守り育てるまちづくり** P100～  
1. 歴史・伝統文化の保護と継承 2. 文化・芸術活動の活性化
- **基本方針4. 交流機会の拡大と深化によるまちづくり** P102～  
1. 関係人口の拡大 2. 移住・定住施策の充実強化 3. 国際交流の推進

### 基本目標 4 の指標

項目	現状	目標 (R10)
学校教育の充実に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.01 (R3)	4.01
スポーツの振興に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.05 (R3)	3.71
生涯学習講座に参加した人数 (年間)	960 人 (R3)	1,100 人
人口の社会増減数 (年間)	△66 人 (R3)	±0 人

## まちづくりの基本方針 1 確かな学力と豊かな心を育むまちづくり

### 目指す まちの姿

確かな学力と豊かな心、健やかな身体を育み、たくましく生きる力を見に付けることのできる教育の充実したまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

近年、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。わが国では令和元年に「GIGA スクール構想」や「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を策定して多様な教育システムの導入を進めています。また、令和元年度からの新学習指導要領では、外国語教育や情報活用能力の充実が示されており、新しい時代の学校教育への対応が掲げられています。

本町では、第二次川俣町教育振興基本計画（平成 28 年 4 月策定）を定め、21 世紀の社会に生きる「未来をひらく創造性豊かなたくましい人間の育成」を教育の基本方針として教育行政を展開してきました。令和 2 年には児童、生徒に 1 人 1 台のタブレット端末を導入し、さらに、国際理解を深め豊かな国際感覚を身に付けた人材を育成するための事業として、町内の中学生を対象とした海外派遣事業にも取り組んできました。

一方で、本町の子どもの数は減少の一途をたどっており、東日本大震災前の児童数は、平成 21 年度は 803 人でしたが、令和 4 年度は 351 人と半数以下に減少しています。

こうした子ども数の減少に伴う学校の小規模化が進んでいますが、メリットもある一方、デメリットも指摘されており、急速に変化する社会の中で、子どもたちに求められる資質・能力が多様化してきています。

本町では、このような状況に対応するため、幼保小中の学びの連続性の観点から一貫した教育を推進することとし、令和 4 年度には小学校の再編及び令和 5 年度からは幼保連携型認定こども園を開設します。さらに、国際化に対応した小中学校での英語教育の充実、情報化社会に対応した学習機会の創出など、質の高い教育の推進とそのための環境整備を強化する必要があり、教員の資質・指導力の向上とともに、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育む「ふるさと教育」について地域と一体的に取り組む必要があります。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：質の高い教育の推進

##### 施策の方向性

教育活動の質を向上させ、知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力など新しい時代を生きる子どもたちの「生きる力」を育みます。

##### 主な取組

###### (1) ICT の学びへの活用

- 児童生徒 1 人 1 台端末環境を生かして学びを深める GIGA スクール構想の推進により、一人ひとりのニーズや理解度に応じた教育を推進します。
- GIGA スクール構想の実現により、基礎学力の向上を図るとともに、高度情報化社会に対応する知識や技能を身に付けるなど、新たな時代に対応した柔軟な発想のできる子どもの育成につなげます。

- ICT・デジタル機器の活用による個別最適化学習への取組を進め、「誰一人取り残すことない学び」を目指した教育の充実を図ります。
- オンライン授業を活用した多様な学習機会の確保に努めます。

#### (2) 確かな学力の向上

- 幼保連携型認定こども園から小学校、中学校にいたるまで一貫性のある教育を推進するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育に取り組めます。
- 各種学力調査を計画的かつ継続的に実施し、児童生徒の学力実態を的確に把握することで、より実効的な授業改善を行います。
- 土曜学習・長期休業学習プランの実践により、子どもたちの基礎学力の向上を図ります。
- 問題解決型学習や課題探究型学習の充実、キャリア教育の推進など、子どもたちの主体的な学びの創造につながる取組を推進します。
- 学校図書館に学校司書を配置し快適な読書環境を整えるとともに、読み聞かせ・読書学習プランによる読書活動を推進します。

#### (3) 外国語教育の充実

- 外国語指導助手（ALT）の活用による児童生徒の外国語指導の充実、英語補助教材の活用を図り、グローバル化に対応した教育を推進します。
- 児童生徒の英語への関心を高め、学習意欲と英語力向上を図るため、町内の中学校1年生、小学校5・6年生を対象に英検・英検 Jr 受験料の支援を行います。
- 中学生においては海外修学旅行の実施を検討し、国際理解を深め、グローバルな視点を育むとともに英語等の外国語を通じたコミュニケーション能力の育成を行います。

#### (4) 豊かな心の育成

- 多様な教育課題や学校課題に対応するため、教育推進プランの見直しを随時行います。
- 集団体験学習プランによる校外活動などの体験活動により、より良い人間関係の形成や主体的かつ深い学びに取り組めます。
- 命や性のあり方を理解し、社会のルールを守る心豊かな児童生徒を育成するため、発達段階に応じた人権教育や道徳教育の充実を努めます。
- 放射線への正しい理解と健康不安の軽減を図るため、児童生徒の放射線教育に取り組めます。

#### (5) 学びを支える環境づくり

- 児童生徒数の動向に対応し、適正な教育環境を確保していくため、柔軟かつ効果的な学校組織運営体制の確立を図ります。
- 多様化する教育課題や学校課題に対し、子どもたちを第一に考えた適切な指導や行動をとれるよう、デジタル人材の育成を含む、研修等を通じた教職員の資質向上を図ります。
- 高度情報化や国際化など急激に変化する時代へ対応するため、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けることができるよう、専門指導員や介助員の配置、教材・備品等による支援に取り組めます。
- 不登校等に対応するため、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施やスクールソーシャルワーカーによる教育と福祉の連携など、教育相談体制の充実を図ります。
- 安全面や衛生面などに配慮しながら、学校施設及び設備の計画的な改修・改築に努めます。
- 遠距離通学となる児童生徒の通学手段と安全確保のため、スクールバスの運行を行います。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
中学2年の授業におけるPC・タブレットなどのICT機器を活用する学習活動を週3回以上行う割合	21.4% (R3)	50%
中学1年における、英検（実用英語技能検定）5級以上の合格率	86% (R3)	95%

## 施策 2：地域との連携強化と特色ある教育の推進

### 施策の方向性

地域の良さを取り入れた特色ある教育活動を展開し、保護者や地域と一体となった開かれた学校づくりに努めます。

### 主な取組

#### (1) ふるさと教育の推進

- 本町の豊かな自然や文化・スポーツ等の地域資源を生かした教育を推進します。
- 地域の歴史・文化の継承、農業、ボランティア体験など、ふるさとの魅力に触れる地域学習を推進します。
- 小学4年生へのケーナ配布やケーナ教室、コスキン・エン・ハポンへの積極的な参加、地域の伝統行事や芸能・文化活動の伝承に向けた取組を促進します。
- 部活動の地域移行に伴い、総合型地域スポーツクラブや地域の団体等との連携を強化し、合理的で効率的な部活動の推進と、学校と地域が協働・融合した環境の整備を推進します。
- 川俣高校における地域と協働した学校づくりを支援し、地域の課題解決に向けた教育活動を通じた人材育成、生徒数の確保などその発展に取り組みます。
- 若者の学びの機会を保障し、本町の将来を担う人材の育成や確保を図るため、返還免除型奨学資金制度の検討などに取り組みます。
- 栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、地域の食材及び郷土料理等の導入などにより、学校における食育を推進します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
小学校において本町の豊かな自然、歴史や文化などの地域資源や人材を活用した教育の回数	各学年 年1回 (R3)	各学年 年3回以上



## まちづくりの基本方針 2 学びの継続を支えるまちづくり

### 目指す まちの姿

誰もが豊かな人生を送ることができるよう、様々な学びや成長の機会が充実したまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町では、性別や年齢を問わず学び・活躍できる場の創出のため、様々な生涯学習を充実させてきました。公民館や体育館を中心とした、各種講座や教室、講演会、コスキン・エン・ハボンや川俣町文化祭など、生涯学習活動への参加のきっかけづくりとなるようなイベントが開催されています。また、川俣町ロードレース大会やフェンシング大会など、町内外から多くの選手が訪れる大会、住民の健康づくりとスポーツ振興を図る健康づくり大運動会、スポーツイベントも開催されています。

今後も、人生 100 年時代を見据え、住民一人ひとりが生きがいを持って学ぶことのできるよう、多様な学習機会の提供とその活用場の確保など、学びと活躍ができるまちづくりが求められます。

また、様々な学びの機会やスポーツライフに対する住民の関心も高くなっており、これらの活動は豊かな人間関係を築き、地域づくりを進めるうえで大きな役割を果たすことから、スポーツ・レクリエーション活動への支援や健康づくりに向けた生涯スポーツの活性化が求められます。

一方、世帯構成の変化や共働き世帯の増加などにより、子どもたちが家族や地域との触れ合いを通じて基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、他人に対する思いやり、基本的な倫理観や社会的なマナーなどを身に付ける家庭教育の機会が少なくなっていることから、地域で家庭教育を支え合う重要性が増しています。

このように、住民の誰もが学びを継続できる多様な活動の実践の場として、ニーズに応じた施設の維持・整備を図っていくとともに、子どもから高齢者まで年代を問わず学び続けることができる環境づくりと家庭や地域などにおける教育の推進が必要となっています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：生涯学習の充実

##### 施策の方向性

地域特性を生かした学びのきっかけづくりを進め、持続的な学びと活動の循環につながるよう、情報提供や体制づくりに努めます。

##### 主な取組

###### (1) 生涯学習活動の推進

- 生涯学習を積極的に推進していくため、公民館等に関わる職員の資質向上につながる有識者による指導者の確保など、専門性を高める取組を推進します。
- 時代の変化や住民ニーズに対応した学習活動となるよう、推進体制を整え、適宜イベントや講座等の内容見直しを図るなど、より充実した多様で専門性の高い生涯学習活動を推進します。
- 川俣町文化祭などの学習成果の発表機会を設け、意欲向上に向けた活動の促進を行います。
- 住民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動支援、相互連携を図るとともに、指導者やボランティアの発掘・養成に努め、これらの有効な活用を図ります。
- 生涯学習の講座及びイベントを通じた住民のまちづくりへの関心を醸成します。
- 広報誌、町ホームページや SNS 等の活用により、生涯学習に係る情報をきめ細かく提供します。

## (2) 生涯学習環境の充実

- 地域住民の利用しやすい公民館とするため中央公民館や地区公民館の改修・修繕を計画的に進め、機能の維持に努めます。
- 生涯学習環境の充実に向けて、住民が利用しやすい施設の運営方法について検討し、既存施設の有効利用を図ります。
- 新刊図書の充実やホームページ等を活用した住民への周知など、図書館機能の充実を図り、読書活動を推進します。
- デジタル技術を活用した学習内容の充実を図るため、電子書籍等の導入検討やリモートによる学習機会の確保などに努めます。
- 「おじまふるさと交流館」や「羽山の森美術館」について、いつでも誰でも利用できるような施設の充実と地域連携による運営の支援を行い、生涯学習の推進と交流人口の拡大に努めます。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
図書館の貸し出し冊数 (年間)	14,225 冊 (R3)	24,000 冊

## 施策 2：スポーツの振興

### 施策の方向性

子どもから高齢者の誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。

### 主な取組

#### (1) スポーツ活動の促進

- スポーツ協会、スポーツ少年団などの各種団体の活動を支援し、競技力の向上を図るとともに、スポーツボランティア及び指導者の確保や資質の向上に努めます。
- 総合型地域スポーツクラブへの加入促進によるスポーツ活動の活性化を図り、子どもから高齢者まで誰もが親しむことができる各種スポーツ教室や講座、イベントの開催を支援します。
- 各種スポーツ団体・サークル活動、職場や地域での自主的なスポーツ活動の充実を図るとともに、団体・サークル間の交流を促進します。
- フェンシング競技をはじめとする本町を代表するスポーツ活動の支援、選手育成を図ります。
- 川俣町ロードレース大会や川俣町駅伝競走大会、川俣町総合スポーツ大会などを開催し、スポーツに親しむ機会の創出、魅力あるスポーツ大会の開催、交流人口の拡大を図ります。
- 全地区が参加する健康づくり大運動会については、少子高齢化による参加者の減少が課題となっており、あり方や開催方法等を検討し、地域でのスポーツに親しむ機会の創出に取り組みます。

#### (2) 生涯スポーツの普及・啓発

- 生涯スポーツの振興を図り、体力づくりや健康づくりを推進するとともに、軽スポーツ、ウォーキングなどのスポーツ教室、イベントの開催、ニュースポーツの開発及び普及に努めます。
- 子どもから高齢者まで幅広く、参加促進を図るため、ホームページや SNS などを通じてスポーツ・レクリエーションに関するきめ細かい情報提供に努めます。
- 地域のスポーツ活動の場の維持管理に努めます。

#### (3) スポーツ活動環境の充実

- 町スポーツ少年団への加入促進による児童期からスポーツに親しむ環境づくりに努めます。
- スポーツ推進委員をはじめ各競技・団体の指導者等へスポーツ指導者資格の取得を奨励し、指導者としての資質の向上を図ります。
- スポーツ・インテグリティの保護・強化に向けた意識の啓発を図り、事故の防止や暴力・パワーハラスメントの根絶、ドーピングの防止に努めます。
- 川俣町体育館や町営プールなど、施設の適切な管理運営、施設の計画的な改修・設備の更新により良好な利用環境の維持に努めます。
- 公園や歩道・散策道の整備、案内板の設置など健康レクリエーションを楽しむ環境づくりを推進します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
地域総合型スポーツクラブの事業へ参加した延べ人数 (年間)	1,284 人 (R3)	1,500 人
スポーツ少年団の登録者数	151 人 (R3)	150 人

## 施策 3：家庭における教育力の向上

### 施策の方向性

家庭教育に関する悩みや不安を解消するための支援と、地域ぐるみで子どもたちを育てることができる環境の構築に努めます。

### 主な取組

#### (1) 家庭教育の支援

- 情報発信や啓発活動を充実し、家庭や地域における教育力の向上を促進します。
- 家庭における悩みなどを相談できる体制を整備するとともに、家庭教育について学べる機会や情報の提供を行います。

#### (2) 地域と共にある教育の推進

- 家庭・地域・学校が連携した子どもの居場所づくりなど子どもの健全育成活動を実施します。
- スポーツ・文化活動など、青少年活動の場の充実に努めるとともに、発表の場を確保し、それら関連情報の提供の充実を図ります。
- 青少年の豊かな心を養い、地域社会への愛着を高めていけるよう、コミュニティ活動、ボランティア活動、地域のお祭りなどへの積極的な参加を促進します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
家庭教育充実のための教育講演会等の研修を実施した回数	各校の実態に応じ実施	各校 2 回



## まちづくりの基本方針 3 歴史・文化・芸術を守り育てるまちづくり

### 目指す まちの姿

郷土愛を育み、町の歴史や文化に触れる機会の充実や芸術文化活動に親しむことができるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町には、豊かな自然環境のもと、先人たちが育んできた歴史と文化の結晶である史跡、文化財及び伝統文化が数多く残っています。こうした貴重な財産を後世に残すため、史跡・文化財などの調査研究を進めるとともに保存・継承に努め、住民への周知や外部への情報発信に努めています。特に前田遺跡では縄文時代の木胎漆器をはじめ数多くの貴重な有機質遺物が出土しており、国指定史跡に向けた取組を進めています。

文化・芸術活動については、住民が主体となり活発に活動しており、その中でもコスキン・エン・ハポンは、日本最大級のフォルクローレ音楽祭として、町外からも毎年多くの演奏者が訪れる大きなイベントとなっています。また、旧福沢小学校を改修した「羽山の森美術館」は、住民の文化・芸術の活動拠点として活用されています。

人口減少社会において地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘される中、東日本大震災を契機に、文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識されました。また、近年では、社会経済情勢の変革に伴い、人々の価値観はモノから心へ、量から質へと変化し、地方の自然や文化を見直す動きが顕著になっています。地元の歴史や文化を大切に、文化遺産を継承することで、地域のアイデンティティを保持し、郷土愛を育む機会の充実が求められています。

しかしながら、歴史・伝統文化の継承については、担い手の高齢化、後継者不足、必要な施設・用具の老朽化などの課題にも直面しており、今後も貴重な文化財を守り伝えるためには、適切な保護を図るとともに、住民の協力のもと、郷土資料を保存・継承し、住民が文化財や郷土資料に親しむことのできるような環境づくりと、それらを外部との交流を活性化するための観光資源として活用するなど活用方法についても検討していくことが求められます。

また、芸術文化の創造・発展、次世代への継承が行われ、住民に充実した芸術文化活動の参加機会が提供されるように住民主体の活動への支援が重要です。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：歴史・伝統文化の保護と継承

##### 施策の方向性

貴重な文化財を守り伝えるため、適切に保護するとともに、住民の協力のもと郷土資料を保存・継承し、住民が文化財や郷土資料に親しむことのできるような環境づくりに努めます。

##### 主な取組

###### (1) 史跡・文化財の保護と継承

- 住民の財産として所蔵されている資料を修復・展示をしていく体制づくりに取り組みます。
- 縄文時代の貴重な遺物が発掘されている前田遺跡の国指定史跡に向けた調査を実施し、遺跡の保存を図ります。
- 町の歴史・文化・産業等について記録した川俣町史の編さん及び刊行へ向けた準備を進めます。

- 史跡や文化財の調査や維持管理などを行うため、専門知識を有する人材の発掘・育成を図ります。
  - 町指定文化財の適正な保全管理、修復等への支援を図ります。
  - 学校教育や生涯学習、講演会、イベントなどを通じた町の歴史、伝統、文化の普及・啓発を図ります。
  - 町内の伝統文化や遺跡等について AR（拡張現実）や VR（仮想現実）など最新のデジタル技術を活用した保存・継承活動を推進します。
  - 地域の歴史と文化を保護・継承するため、資料館や体験館などの整備や既存施設の有効活用を検討します。
  - 町指定文化財の説明板を計画的に更新し、文化財の継承を図ります。
  - 文化財をまちの貴重な魅力の一つとして位置づけ、観光資源としての活用を図ります。
- (2) 伝統文化継承の支援
- 芸能や食文化等を通じた世代間交流によって、地域が守り伝えてきた伝統文化の継承に取り組みます。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
町指定文化財の指定件数	15 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する

## 施策 2：文化・芸術活動の活性化

### 施策の方向性

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が行われ、充実した文化芸術活動の参加機会が提供されるよう支援に努めます。

### 主な取組

#### (1) 文化・芸術活動への参加促進

- 文化祭や芸能祭等の開催を支援し、広報誌やホームページでの周知に加え、地区公民館や道の駅、スーパーなどへのポスター掲示やチラシの配置、SNS の活用等、多面的な PR により住民への周知に努めます。
- 各種文化団体の活性化を図るため、チラシやパンフレット等を活用した活動への参加促進を支援します。

#### (2) 文化・芸術活動への支援

- 時代に合った社会教育関係団体の育成に努めるとともに、公民館や羽山の森美術館などを活用し、文化団体の活動を積極的に支援します。
- コンサート、文化講演会など、住民の希望に沿った魅力ある文化イベントを開催します。
- 本町にゆかりのある作家の作品展など、各種企画展を開催します。

#### (3) ケーナの響くまちづくり事業の推進

- コスキン・エン・ハポンの開催を通じ、音楽による国内外の交流の活性化と町独自の文化の醸成を図ります。
- ケーナ教室の開催などを支援し、コスキン・エン・ハポンの継続と発展を図ります。
- ケーナ演奏の指導を行っている団体との連携強化により、後継者の計画的な育成に努めます。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
文化・芸術活動の団体数	47 団体 (R3)	51 団体
コスキン・エン・ハポンの参加者数 (年間)	4,000 人 (R4)	8,500 人 オンライン視聴数 1,500 人

## まちづくりの基本方針 4 交流機会の拡大と深化によるまちづくり

### 目指す まちの姿

新たな人の流れや関係を創出し、地域課題の解決や国際理解の深化などにより、様々な人が集い、安心して暮らすことができる魅力的なまちを目指します。



### ●現状と課題

本町では、若者世代の流出と少子高齢化の急激な進展により、地域経済の縮小や産業、医療・福祉などの幅広い分野における労働力不足、担い手不足に直面しており、人材不足による活力低下が顕在化しています。そのため、令和3年9月に「川俣町移住・定住相談支援センター」を設置し、既存の支援策の見直しや充実に加え、移住・定住に係る情報の発信や提供、相談受付を一括して担うことができる体制（ワンストップ窓口）を整えました。センターでは、移住・定住に係る新規就農者や起業・就業をする方などへ本町で暮らすための多方面からの支援の充実や情報発信に努めています。

近年、東京圏への人口一極集中が進む一方で、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めています。このような動きは「関係人口」と呼ばれ、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て広まったリモートワークや二地域居住を前提とした地方居住など多様な暮らし方や働き方がこの動きを後押ししています。

一方、本町への交流人口を創出するため、広域圏による特産品祭などへの参加や川俣シャモまつりの町内外での開催、自治体間での協定締結やふるさと大使などを活用した首都圏との交流の拡大に努めてきました。さらに、川俣町国際交流協会を中心として国際交流事業の実施や、中学生の海外派遣事業にも取り組み、国際交流による多文化理解を推進してきたところです。

また、グローバル化が進む現代では、地域社会においても国際交流が多様化しており、労働や観光、文化やまちづくりに至る様々な分野での交流に加え、ICTを活用した交流も展開されています。

今後も本町の魅力を多くの人に知ってもらい、交流を促進することで新たな人の流れを創出し、交流人口及び関係人口の拡大により新しく生まれた交流の力をまちづくりに取り入れ、まちの活性化を図っていくとともに、安心して移住・定住ができる施策の充実が必要です。

また、グローバル化する社会に対応するため、地域での国際理解を深め、幅広い視野と豊かな人間性を育める環境づくりに取り組んでいく必要があります。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：関係人口の拡大

##### 施策の方向性

町外から様々な形で応援してくれる人とのつながりを大切に、地域の課題をともに解決して活力を創出する取組に努めます。

##### 主な取組

###### (1) 新しい関係をつくる

- 町独自の文化や特産品などを活用した交流活動の推進や、地域資源を活用した自然体験や農業体験、スポーツ活動などを通じた交流人口の拡大を図ります。
- 地域資源・魅力の発掘から磨き上げを図り、本町を訪れるたびに新しい発見や体験ができるような体制を整備します。

- 町外のターゲットに合わせた多角的な情報発信に努めます。
  - 住民と町、企業などが連携してシティプロモーションに取り組み、町の認知度の向上と町外に対し町の魅力を発信します。
- (2) できた関係をまちづくりに生かす
- 地域づくりインターン事業の充実を図り、インターン終了後も地域と交流できる機会の創出に努めます。
  - 大学等との連携による地域の課題解決や地域活性化等に取り組み、外部からの新しい意見等を取り入れたまちづくりに努めます。
  - 中心市街地における町内外の多様な人材が集う新たな交流拠点を整備します。
  - 新たな交流拠点における機能集約化と効果的な運営方法について検討するとともに、交流の場に関する情報発信を図ります。
- (3) 交流活動の充実
- 東京都江東区などをはじめとする都市部との交流活動を継続し、さらなる交流活動の拡大を図ります。
  - ふるさと大使との交流を促進し、効果的な活用方法や情報発信について検討します。
  - 農業体験など、受け入れをする地域の方々との交流を図る体験事業を実施します。
  - 交流活動を充実させ、より多様な人材が地域づくりに参画できる環境整備を図り、交流人口から関係人口へ、そして定住人口へつながっていくような取組を推進します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
地域づくりインターン事業の受け入れ人数 (年間)	3人 (R4)	6人
交流イベントの実施回数 (年間)	8回 (R4)	15回

## 施策 2：移住・定住施策の充実強化

### 施策の方向性

様々な関係機関と連携し、都市部からの UII ターンを促進するための各種施策を展開し、移住・定住の促進に努めます。

### 主な取組

- (1) 移住・定住に関する情報提供・相談の充実
- ホームページや SNS を活用した移住・定住に関する情報発信や、様々な関連団体等と連携した情報提供や支援体制の構築を図り、UII ターンを促進します。
  - 川俣町移住・定住相談支援センターを通じた、移住支援策や就業情報の提供など本町に住みたい人に対する相談・支援体制の充実を図ります。
  - 空き家情報を手軽に入手できるよう空き家等バンクを運営し、移住希望者の利便性向上を図ります。
- (2) 移住・定住施策の実施
- 移住者を呼び込み、住み続けてもらうために、子育て・住宅・就業・生活環境などの各場面において、移住・定住を支援する制度を検討します。
  - かわまた暮らし体験住宅を活用した移住体験や移住体験ツアーなど、本町への移住を検討している方に対して体験の場を提供します。
  - 移住・定住の促進に向けて、各イベントにおいて賑わいを創出するとともに、各種地域資源を有効に活用しながら本町へ興味を持っていただけるよう取り組みます。
  - 子育て世帯や若年層を呼び込むために、ニーズにマッチした町営住宅の整備や効果的な支援策等を検討します。
  - 住民、企業、関係団体等と連携・協力して、移住・定住促進に係る諸課題や各種施策等について検討します。

- 町内に移住し介護・福祉サービスなど町の課題解決につながる職種に従事しようとする方に対し、町内での暮らしの体験や事業所の見学ツアーの実施、介護サービス事業所における研修費用の助成などを検討します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
移住・定住相談支援センターの相談件数 (累計)	91 件 (R3)	260 件
移住者数 (自分の意思で概ね 5 年以上定住する意向のある人) (年間)	33 人 (R3)	52 人

## 施策 3：国際交流の推進

### 施策の方向性

国際交流を通じて住民の国際理解を促し、グローバルな視野を持った人材の育成を図るとともに、様々な人が安心して暮らせる多文化共生社会の形成に努めます。

### 主な取組

#### (1) 国際理解の推進

- 日本語教室・交流会等を通じて外国出身の方と地域住民との交流を促進し、国際理解をテーマとした講演会の開催など、異文化理解・多文化共生の意識向上を図ります。
- 生涯学習における国際理解に関する講座の充実を図り、住民の国際理解の促進に努めます。
- 外国人を支援するキーパーソンや外国人自助組織の育成を支援します。
- 外国人に本町の文化を伝える機会を設けることで、地域文化に対する外国人の理解を促します。

#### (2) 多文化共生社会の形成

- 行政情報の多言語化を推進するとともに、通訳ボランティアの育成、情報提供ルートの確保に努めます。
- 外国人など異なる文化・価値観を持つ人々が町でともに生活していることを正しく理解し、共生する社会の形成を推進します。
- 外国にルーツを持つ児童生徒が、学校生活に柔軟に適應できる指導体制の充実を図ります。
- 外国人の医療・保健・福祉等の生活支援体制の充実を図ります。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
国際理解・交流に関する事業の参加者数 (年間)	50 人 (R3)	80 人
日本語教室の参加者数 (年間)	55 人 (R3)	100 人

## 基本目標 5 産業と働く人がいきいきと輝くまち

- **基本方針 1. 農林業の魅力あふれるまちづくり** P106～  
1. 農業の振興 2. 農村環境の整備 3. 林業の振興
- **基本方針 2. 観光の個性輝くまちづくり** P109～  
1. 地域の個性と魅力を生かした観光振興
- **基本方針 3. 商工業の活気あるまちづくり** P111～  
1. 地元企業への支援 2. 起業・創業の支援と企業誘致の促進 3. 商店街の活性化
- **基本方針 4. 誰もがいきいきと働くまちづくり** P114～  
1. 雇用の創出と安定 2. 働き方改革の推進

### 基本目標 5 の指標

項目	現状 (R3)	目標 (R10)
新規就農者数 (年間)	2 人 (R3)	5 人
観光客の入込数	199,021 人 (R3)	344,000 人
町内事業所従業者数	5,430 人 (R3)	5,500 人
一人あたり市町村民所得	2,359 千円 (R1)	2,954 千円

# まちづくりの基本方針 1 農林業の魅力あふれるまちづくり

## 目指す まちの姿

緑豊かな自然環境などの地域資源を最大限に活用し、魅力あふれる農林業を次の世代へつなげるまちを目指します。



## ●現状と課題

本町においては、農業は米作が中心ですが、中山間地の特性を生かした畜産、野菜や花きなどの園芸作物の栽培も盛んに行われています。特産品の一つである川俣シャモは、地域ブランドとして全国的に認知されており、GI（地理的表示）登録や JGAP（日本版農業生産工程管理）認証などにより、高い品質と安全性が認められています。

一方、農産物需給の不均衡や農産物輸入の自由化などによる経営環境の悪化に加えて、原子力災害の影響などもあり、農業経営改善を計画的に進めようとする認定農業者や農家が減少しています。そのため、認定農業者の育成・支援として、認定後の農業経営改善計画の実現に向けたフォローアップ、さらには農業経営の規模拡大や流通・販売への進出、農業法人への誘導など農業経営の基盤強化を図ってきました。近年は、新規就農者への支援の充実や、特産品開発の担い手として地域おこし協力隊の採用も行っており、若者の新規就農が増えつつあります。

林業については、山林所有者の高齢化や担い手不足に加え、原発事故により放射性物質が飛散し、森林荒廃が大きく拡大しました。その対応として、ふくしま森林再生事業により間伐等の森林整備と放射性物質の動態に応じた表土流出防止などの一体的な対策が実施されています。

農村を取り巻く近年の全国的な傾向として、高品質な農産物や食品、農村固有の美しい景観・豊かな伝統文化などが我が国の魅力の一つとして国内外で高く評価され、加えて「田園回帰」による都市部からの人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しており、こうした都市部の人材が地域活性化に貢献する動きも出始めています。しかしながら、全国各地の農村では人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しています。

今後も本町の農林業活性化に向けて、担い手の育成や営農体制の強化、6次産業化や ICT 化、農産物の新しい生産方法・生産体制・流通体系の確立、観光業との連携など、多面的な支援を図っていくことが重要になっています。

また、大規模農業者が今後も地域の担い手として経営を継続していけるよう、農地の流動化を促進し、集積を図っていくことが求められています。

## ●まちづくりの施策と取組内容

### 施策 1：農業の振興

#### 施策の方向性

より安定した農業経営への取組を支援するとともに、農産物・特産品の品質や魅力の向上及び情報発信に努め、農業の持続的な発展に努めます。

#### 主な取組

##### (1) 農業経営の強化

- 認定農業者制度を町内に広く周知するとともに、認定農業者や農業法人の育成に努めます。

- 新たな地域ブランドの形成と農産物の付加価値向上を図り農業収入増加を目指すため、6次産業化への取組を支援します。
  - 農業の省力化、高品質生産等を目指し、ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業への取組を推進します。
  - 生産性や品質の向上などにより収益性の高い地域農業の確立を目指して、研修会の開催や資金融資の利子補給、収入保険等への加入促進、農業に関する補助事業など各種施策の充実を図ります。
  - 農業指導の実施や新たな作目の導入促進等による生産体制の強化を図ります。
  - 担い手不足が深刻化する中で、地域における農業の在り方などを明確化する地域計画（人・農地プラン）の策定を進め、農用地の集積化及び農業生産体制の強化を推進します。
  - 地域の農村資源を生かした農業の活性化を図るため、農業体験や環境保全型農業、ケアファーム、農家民泊などの多様な農業展開への取組を支援します。
  - 遊休農地・耕作放棄地を利用した農業体験や週末農家、オーナー制農園を行う農業体験交流施設の設立・運営などを支援します。
  - 農産物の安全、環境の保全、持続的な農業経営の確立を目指し、適切な生産工程管理によるJGAP認証取得等を促進します。
- (2) 農業担い手の育成と多様な人材の確保
- 地域ブランドの形成や後継者の確保につなげるため、農業関係団体との連携強化を図るとともに、地域おこし協力隊や新規就農者、農業ボランティアなど町内外からの多様な担い手の確保に努めます。
- (3) 農業の魅力発信と消費拡大
- 川俣シャモやアンスリウム、トルコギキョウなど特産品の販路・消費拡大のため、首都圏などでのイベントへの参加や開催、ターゲットに応じたSNS等を活用した効果的な情報発信に努めます。
  - 学校給食協力会や町内飲食店など関係団体と連携し、地域で生産された農産物の地産地消を推進するとともに、生産者とのマッチングや農業体験会等による食育の意識向上に取り組みます。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
認定農業者数	43人 (R3)	45人
農業産出額 (年間)	20億3千万円 (R2)	21億3千万円

## 施策2：農村環境の整備

### 施策の方向性

農業経営基盤を強化するため、農地の集約化を進めるとともに、農地の適正管理や有害鳥獣対策を進め、農業経営の安定に努めます。

### 主な取組

#### (1) 農業基盤の整備

- 農地の保全管理や農地中間管理事業による担い手への農地集積を促進します。
- 農地の荒廃を防止し、持続可能な農業生産体制を維持していくため、水田や用排水路等の整備と適正な維持管理に取り組みます。
- 優良農地については意欲的に農業に取り組む生産の場として、保全と効率的な活用を推進します。
- 地域住民による農道整備等の活動に対し、必要な資材の支給支援を実施します。
- 農作業の効率化を図るため、分散農用地の集積・集約化及び遊休農地の発生防止に取り組みます。

#### (2) 遊休荒廃農地対策の推進

- 関係機関と連携し、解消方法の検討及び実施を図るとともに、遊休荒廃農地対策関連事業の周知・普及に努めます。
- 荒廃農地を再生し耕作する農業者に対し、再生事業に係る支援を実施します。

### (3) 有害鳥獣対策の推進

- 鳥獣による農作物被害を軽減させるため、鳥獣被害防止計画に基づき、侵入防止柵設置や調査等の取組を支援し、川俣町鳥獣被害対策実施隊と連携した取組を推進します。

#### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
担い手の農地利用集積率（耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合）（年間）	14.5% (R3)	40%
遊休農地面積	177ha (R3)	175ha
有害鳥獣による農作物の被害額（年間）	675千円 (R3)	472千円

## 施策3：林業の振興

### 施策の方向性

林業生産活動の各種支援を充実するとともに、林業の担い手を確保・育成し、安定的な林業生産体制の確立に努めます。

### 主な取組

#### (1) 林業生産活動の支援

- 木材資源の活用事例について情報提供を行うとともに、間伐材を利用した6次産業化や起業化の支援を図ります。
- ICTを活用した生産管理手法の導入など経営基盤の強化を支援します。
- 林道等の林業施設の整備と適正な維持管理や、治山による防災機能の保全に取り組みます。

#### (2) 林業の担い手確保・育成支援

- 新規就業希望者を対象とした多様な技能、技術取得のための長期研修講座を実施します。
- 林業後継者の育成促進と地域林業の担い手との連携の強化を図ります。
- 森林学習や林業体験などを通じて自然環境への理解や関心を促し、森林保全の重要性の啓発に努めます。
- 都市部などからの体験交流事業を活用し、関係人口による里山・森林保護の支援者を確保するとともに、活動への支援を行います。

#### (3) 労働安全衛生対策の推進

- 林業従事者の労働安全を確保するため、安全衛生教育や放射線障害防止対策などの取組を推進します。

#### 主な指標

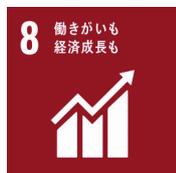
項目	現状	目標 (R10)
林道整備延長	3,068m (R3)	4,678m

## まちづくりの基本方針 2 観光の個性輝くまちづくり

### 目指す まちの姿

豊かな自然環境、多彩な観光資源などの地域資源を最大限に活用した、多様な交流が活発に行われ、観光の振興により地域の個性と魅力あふれるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町は、美しい里山や秋山の駒ザクラ、春日神社の大フジといった自然環境が育んだ観光スポットや、コスキン・エン・ハポン、川俣シャモまつり、かわまた夏祭りからりこフェスタ、川俣ロードレース大会などの町内外から多くの人々が訪れるイベントなど、魅力ある観光資源を有しています。

近年は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響や、海外からの訪日観光客の大幅な減少により、観光関連産業は甚大な影響を受けています。

さらには、少子高齢化による人口減少や地域間競争の激化、ライフスタイルの変化と余暇活動の多様化など観光を取り巻く環境は大きく変化しています。しかしながら、地域経済における観光が果たす役割は依然として大きく、落ち込んだ観光関連産業の再活性化が求められています。

本町における近年の観光振興の取組については、道の駅事業、川俣シャモまつり、古閑裕而ゆかりの地かわまた PR 事業、里山ツーリズム事業などを推進しており、今後も豊かな自然や景観が残る里山、史跡や伝統文化等の歴史的資源、川俣シャモ、アンスリウム、トルコギキョウ、山木屋在来そばなどの特産品を活用し、町の個性あふれる魅力を効果的に発信して多様な形態での交流を促進しつつ、おもてなしの心をもって観光の振興を進めていく必要があります。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：地域の個性と魅力を生かした観光振興

##### 施策の方向性

地域の誇るべき財産である豊かな自然、史跡や伝統文化等の歴史的資源などを活用し、観光客のニーズに対応した観光の振興に努めます。

##### 主な取組

###### (1) 地域資源の活用

- 里山など本町の豊かな自然環境を生かした観光振興を図るとともに、登山道や施設等の維持管理・修繕に努めます。
- 羽山の森美術館や織物展示館などを活用し、本町にゆかりのある芸術作品及び絹や織物に関する定期的な企画展など、本町の歴史・文化を生かした観光振興に取り組みます。
- 貴重な遺物が多数発掘されている前田遺跡の国指定史跡に向けた取組を推進し、新たな観光資源として多様な活用を検討するなど、遺跡による観光振興を図ります。
- からりこ館やおじまふるさと交流館、体験農園施設などの活用を図り、歴史・文化や豊かな自然など本町の魅力を十分に感じることができると観光振興を推進します。
- 新たな観光素材の掘り起こしと磨き上げにより、町内の多様な地域資源を生かした観光資源づくりを推進します。
- 川俣シャモまつりやコスキン・エン・ハポンなどのイベント間連携や、観光拠点間の連携、イベントと観光拠点の連携など観光資源間を関連付ける仕組みを検討します。
- 通年型・反復型・周遊型の観光・交流を検討します。

## (2) 観光関連施設の充実

- 道の駅川俣の施設整備と適正な維持・管理を推進するとともに、定期的なイベントの開催等による観光拠点としての機能強化を図ります。
- 公園や駐車場等の適正な維持・管理と老朽化施設の修繕・改修により、魅力ある施設づくりを推進します。
- 滞在型観光を促進するため、おじまふるさと交流館の活用や宿泊施設の誘致、民泊事業の実施に向けた取組を検討します。
- インバウンドへの対応に向けて、公共サインや展示等の多言語化を図るとともに、観光コンテンツの開発や、まちなかでのフリーWi-Fiなどインターネット通信環境の整備を推進します。

## (3) おもてなしの体制の構築

- 地域の一体的なおもてなしを展開していくため、地域住民や企業、関係団体等と連携を強化するとともに、関連する活動の支援を図ります。
- 町内観光のモデルコースの設定や自然をめぐるツアーなど、魅力ある観光メニューづくりを推進します。
- 観光客に対するおもてなしの心の醸成を図るとともに、観光振興の取組を担う人材の育成に取り組めます。

## (4) 観光資源のプロモーション

- 観光客の年齢やライフスタイルを想定したマーケティングによる観光PR活動を推進します。
- 観光パンフレットやポスターなどの既存の紙媒体での広報のほか、デジタル技術を活用したSNSや動画配信など、様々なツールにより興味・関心を喚起し、実際の来町観光を促進します。
- 観光地における利便性が確保されるよう、情報提供や案内機能の充実を図ります。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
おじまふるさと交流館の利用者数 (年間)	3,924 人 (R3)	8,000 人
SNS (Twitter・Instagram・Facebook) フォロワー数 (再掲)	1,037 人 (R4)	5,000 人

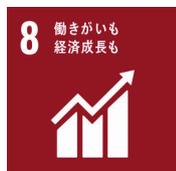


## まちづくりの基本方針 3 商工業の活気あるまちづくり

### 目指す まちの姿

事業者が抱える多様な課題やニーズの把握とそれに基づく的確な支援等を推進し、商工業が活性化し、町内外の経済交流が活発なまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

本町は、古くは絹織物の産地として栄え、近年は自動車用部品製造、金属機械加工、電子・機械部品製造など、モノづくり産業が主力となっています。地元企業は、東日本大震災によって大きな影響を受けてからは、震災前の取引関係の維持・回復に取り組むとともに、新たな需要の開拓、供給ネットワークの構築を図ってきました。さらに、平成 27 年度には羽田産業団地と西部工業団地が完成し、誘致企業によってウェア型 IoT の開発や人工光育苗施設を用いた野菜苗の育苗が行われています。

福島県内では、震災から地域産業を回復し地域経済を再生するために平成 29 年に法定化された新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト「福島イノベーション・コースト構想」により、各分野の研究拠点を活用した先端産業の集積が推進されています。

今後の工業振興にあたっては、競争力のある地場産業の育成を図るため、担い手の育成・確保、地元企業の体質強化に対する支援、起業・創業に対する支援の充実等を図るとともに、新たな企業の誘致等により、企業活動及び経済活動の活性化が求められています。また、地元企業による省エネルギー化やグリーン化に資する環境に配慮した製品や技術開発等に向けた取組への積極的な支援も重要といえます。

本町の商業については、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化などにより、中心商店街において買い物客の減少や、後継者不在等による空き店舗が増加しています。

そのため、本町では、かわまた夏祭りからりこフェスタ等のイベント開催の支援、空き店舗利活用支援など中心商店街の活性化に努めてきました。今後も、店舗の充実や魅力ある買い物環境など、商店街の再生と新たな賑わいの創出が重要課題となっています。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：地元企業への支援

##### 施策の方向性

地元企業の経営基盤強化、技術の高度化、商品開発力向上などを促進するとともに、企業間における交流・連携の機会拡充や後継者の育成に努めます。

##### 主な取組

###### (1) 事業者間の交流活動の支援

- 異業種交流の促進や商工会との連携、産学官金連携により、地元企業の技術の高度化と経営基盤の強化を図ります。
- 絹織物など地域ブランドの維持に向けた事業者間の連携による取組を促進します。
- 町内外の企業と連携し、福島イノベーション・コースト構想を推進します。
- 交流の場の創出やモノづくり体験等、各種イベントの実施により地元企業の振興を図ります。

###### (2) 企業活動の支援

- 技術開発や設備投資などの支援を目的とした情報提供の充実を図ります。
- 新規需要開拓による地元企業の活性化を推進し、新商品の開発・販売などに対する支援体制を構築します。

- 地元企業の脱炭素対策や省エネルギー化、グリーン化などの環境に配慮した設備投資への支援を検討します。

### (3) 後継者・担い手の確保と育成支援

- 商工会との連携により後継者の確保やデジタル人材等の育成に努めます。
- 国や県、関連団体等と連携し、担い手の育成・確保に努め、地場産業の維持と活性化を図ります。
- モノづくり職人と調理人が提携したイベントの定期的な開催など、女性や若者もターゲットとなる取組を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、効果的かつ戦略的な求人活動の展開を支援します。
- 地元高校生の町内企業への企業見学や職場体験、就職相談などへの取組を支援します。
- インターンシップ先企業の開拓や受け入れなどを行い、町内企業が新規学卒者の就職先になるような機会を創出します。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
製造品出荷額 (工業統計調査)	312 億 7,701 万円 (R2)	360 億円
地元企業への職場体験・就職相談会の実施回数 (年間)	12 回 (R3)	12 回

## 施策 2：起業・創業の支援と企業誘致の促進

### 施策の方向性

関係機関と連携し、起業・創業できる人材の育成から起業・創業後の事業成長まで、一貫した支援施策の展開に努めます。

### 主な取組

#### (1) 起業・創業支援

- 産業競争力強化法に基づく創業支援や空き店舗活用の事業支援など、起業や新分野進出を目指す事業者への支援や、デジタル技術や先端技術の導入等の支援を実施します。
- 県や町による移住者へ向けた起業・創業に係る各種支援制度などの周知に努め、移住・定住の促進と起業・創業しやすい環境整備を図ります。
- 商工会、研究機関、各種関係団体などと連携し、多様な起業家への支援を充実させます。

#### (2) 企業誘致活動の推進

- 工業団地の優遇制度などの情報発信に努め、企業立地動向調査などを効果的に実施しながら、地域住民の雇用の受け皿となる企業誘致に努めます。
- 企業誘致を促進するため、工業団地の拡充や整備を検討します。
- 空き店舗・空き工場等の利活用を促進し、進出企業のニーズに合った支援を行います。

## 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
起業・創業した件数 (累計)	2 件 (R3)	16 件
工業団地の空き区画	5 区画 (R3)	0 区画

## 施策3：商店街の活性化

### 施策の方向性

多様な住民ニーズに応える魅力ある商店街づくりのため、活力の創出に向けた取組への支援や、必要な施設・設備の充実と整備に努めます。

### 主な取組

#### (1) 商業環境の充実

- 街路灯や歩道などの街路整備を図り、商店街の街並み環境の整備に取り組みます。
- 商工会と連携して、経営に関する研修会や講習会等の開催、融資制度等の周知、相談体制の充実など総合的な支援を実施します。
- 大型店舗の進出に際しては、大規模小売店舗立地法に基づき、周辺地域との調和を図り、適正な社会規制の誘導を図ります。

#### (2) 商店街活性化への支援

- 商店街の活性化に向けた各種取組を支援します。
- 道の駅川俣から商店街への回遊性を高めるような取組を検討し、町内の経済循環を活性化させます。
- 若手経営者によるグループ活動の支援等により、商店後継者の確保と育成を図ります。
- 農商工連携による賑わい創出と活性化を促進させるため、絹&産業フェアなどイベントの開催を支援します。
- 川俣シャモ料理研究会をはじめ商品開発を行う団体に対して支援を行います。
- 小売店舗におけるキャッシュレス決済の導入やデリバリー・テイクアウトサービスの導入、ECサイトの開設支援など、新たなニーズに対応した取組について積極的に支援します。
- 地域ポイント制度の先進事例を参考にしつつ、導入に向けた取組を推進します。
- 空き店舗を活用したサロンやチャレンジショップの設置など、商店街の店舗の個性化や魅力向上の取組を支援します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
空き店舗活用事業件数 (年間)	3件 (R3)	5件
商店街活性化イベントを実施した回数 (年間)	1回 (R3)	3回

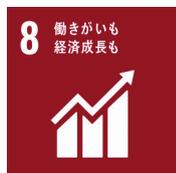


## まちづくりの基本方針 4 誰もがいきいきと働くまちづくり

### 目指す まちの姿

若者が魅力を感じる働く場を創出するとともに、労働環境向上に向けた啓発活動を推進し、多様な働き方に順応したまちを目指します。

SDGs  
実現目標



### ●現状と課題

これまで本町では、町内企業の雇用を確保するため、町内企業との連携の下、学生向けに事業紹介や職場体験などを行ってきました。また、住民が安心して働き続けることができる雇用環境を整えるため、地域社会における男女共同参画の推進をはじめ、講演会やセミナーによる研修機会を確保し、事業主及び労働者双方の理解醸成に努めてきました。

国内の雇用をめぐる状況については、就業形態の多様化による賃金格差の拡大や、共働き世帯の増加、女性の正規雇用の増加など、大きく変化しています。国では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、非正規雇用労働者の処遇改善など働き方改革を総合的に推進しています。

本町を含む県北地域においては、近年は有効求人倍率が約 1.3～1.4 倍程度で推移しており、求職者に有利な状況が続いています。しかしながら若い世代の人口流出が著しく、その要因の一つとして求める雇用機会が不足し、魅力ある職場を町外に求める動きがあげられます。そのため、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要な課題となっています。

今後も、関係機関との連携の下、雇用の確保と安定に向けて、魅力ある働く場の創出、拡充とともに、就職へつながる情報の収集・提供等を進め、若者が町外に出なくとも町内で働くことを選択できるような対策が必要です。

また、働き方改革を引き続き推進するため、事業所や学校などとの連携を強化し、積極的に働きかけ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、個人が持つ能力を平等に発揮できる環境づくりを進めていくことが求められます。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策 1：雇用の創出と安定

##### 施策の方向性

住民が町内で働くことができるよう、町内企業の雇用機会の確保を支援するとともに、就職情報の収集・提供等を進め、働く場の安定的な確保に向けた取組を推進します。

##### 主な取組

###### (1) 雇用機会の拡大

- ハローワークとの連携により、年齢や適性、能力に応じた就業機会の確保や就職相談の充実を図り、雇用を促進します。
- 地元高校生などの町内企業への就職促進や新規学卒者の UIJ ターンによる就職機会の創出を推進します。
- 産学官が連携した町内企業合同就職面接会の開催や就職希望者と企業との交流を支援します。
- IT 技術や介護などの専門技術を学ぶことができる多様な職業訓練機会の提供を支援します。
- 就職相談やセミナー等の情報提供により、働く意欲がある人の就職を支援します。

## 施策 2：働き方改革の推進

### 施策の方向性

個人のライフスタイルやニーズに合った働き方の選択を実現できるよう、企業等への働きかけや理解の促進を図り、誰もが働きやすい職場環境づくりの推進に努めます。

### 主な取組

#### (1) 労働環境の改善

- 長時間労働の削減や休暇取得の促進など、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、理解の促進と啓発に努めます。
- 男性の育児休業の取得や女性の労働待遇の改善など、男女が共に働きやすい環境づくりに向けた取組の支援に努めます。

#### (2) 多様な働き方の推進

- 働く場所・働く時間を問わない多様な働き方が一般化してきている中、人材の確保・定着、従業員のモチベーションや労働生産性の向上を図る取組の支援に努めます。
- 企業の人材やスキル不足に対応するため、複業、副業・兼業などの働き方、人材を確保する手段の普及促進を図ります。
- サテライトオフィスやコワーキングスペースを整備し、ワーケーションなどの誘致活動を推進します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
雇用の安定に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.63 (R3)	4.08
就労環境の改善に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.66 (R3)	4.05



## 基本目標 6 原子力災害からの復興を目指すまち

### ● 基本方針1. 住民が安心して暮らせる復興のまちづくり

P117～

1. 安全・安心な生活環境の確保
2. 山木屋地区の生活支援
3. 山木屋地区のコミュニティ再生

### ● 基本方針2. 産業振興で活力のある復興のまちづくり

P120～

1. 産業の再生
2. 山木屋地区の産業再生

### 基本目標 6 の指標

項目	現状	目標 (R10)
町全体の避難終了率	59% (R3)	63%

# まちづくりの基本方針 1 住民が安心して暮らせる復興のまちづくり

## 目指す まちの姿

原子力災害からの避難により失われたつながりや絆を取り戻し、放射線に対する不安がなく、誰もが安全・安心して暮らすことができるまちを目指します。

SDGs  
実現目標



## ●現状と課題

本町では、川俣町復興計画に基づき、生活圏の除染による放射線の低減、環境モニタリング、ホールボディカウンターによる内部被ばく健康管理、復興公営住宅の建設による避難住民の生活環境の確保など住民の生活再建に取り組んできました。加えて、山木屋地区においては、地区内の生活基盤の整備や山木屋診療所の再開をはじめ各種復興事業により安全・安心な生活環境の確保に取り組み、平成 29 年 7 月にオープンした復興拠点商業施設「とんやの郷」は、地域コミュニティの再生に貢献する拠点施設として、当初目標を大きく上回って利用されています。また、ふくしま復興再生道路として、令和 5 年 3 月に国道 114 号、国道 349 号の整備が完了しました。

令和 2 年 6 月に復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、政府は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で新たな復興期間として「第 2 期復興・創生期間」と位置付けました。第 2 期復興・創生期間以降における復興の基本方針の一つとして、廃炉・汚染水対策の実施による事故収束が掲げられており、その過程で懸念される ALPS 処理水の処分に伴う風評影響を最大限に抑制するよう取り組むこととされています。そのほか、環境再生に向けた取組としての仮置場の適正管理、速やかな返地等、帰還の促進と生活再建の支援として魅力あるまちづくりやコミュニティ形成等の環境整備が掲げられています。

今後も、これまでに行ってきた復興への取組を継続しながら、健康被害の不安払拭や震災の記憶を風化させないための取組を進めていく必要があります。

加えて、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示解除となった山木屋地区は、住民帰還が進まず十分な復興・再生を実感できる段階に至っていないため、日常生活や医療・福祉分野における生活支援や絆づくりなどのコミュニティ再生など、新たな課題に対応するための継続的な取組が求められています。

## ●まちづくりの施策と取組内容

### 施策 1：安全・安心な生活環境の確保

#### 施策の方向性

放射線に対する不安がなく、安全・安心な暮らしを続けられる環境づくりを推進します。

#### 主な取組

##### (1) 健康不安への対応

- 今なお残る放射線への不安の軽減・払拭を図るため、住民との対話によるリスクコミュニケーションに継続して取り組み、丁寧に対応することで、住民一人ひとりの疑問や不安の解消へつなげます。
- 県が行う県民健康管理調査の基本調査及び詳細調査、こころの健康度調査・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査と連携し、継続的な住民の健康状態の把握と健康の維持・増進を図ります。
- ホールボディカウンターによる内部被ばく検査やガラスバッジによる外部被ばく検査などを継続的に実施し、放射線に対する不安の軽減と健康管理に取り組みます。

## (2) 放射線への対応

- 放射性物質汚染対処特別措置法や里山再生事業に基づき、フォローアップ除染や生活圏内の森林の放射線低減への取組など、必要な除染等の措置を着実に実施するよう国に求めます。
- 自家消費用農産物等の食品検査や空間放射線量のモニタリングなどを継続して実施し、その結果を住民等へ周知・公表を図り、安全の確保と不安の払拭に取り組みます。
- 除染仮置場の原状回復・返還工事を実施し、地権者等への返地を速やかに進めます。
- 当面の間、これまでに実施してきた除染記録のデータや除染実施状況等の適正な管理・保存を図ります。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
内部被ばく検査の件数 (年間)	639 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する
食品中の放射性物質検査の件数 (年間)	3,259 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する

## 施策 2：山木屋地区の生活支援

### 施策の方向性

山木屋地区において、生活の安全・安心を確保するための支援に取り組みます。

### 主な取組

#### (1) 生活環境の整備

- 山木屋地区の荒廃抑制・住環境の維持管理を図るため、町道等の草刈り作業を定期的に行うとともに、道路や公共施設の適切な維持・修繕に努めます。
- 山木屋診療所の運営により、山木屋地区の医療面における不安解消に努めます。また、オンライン診療等の導入を進め、医療体制の強化を図ります。
- 復興の進捗に合わせ、山木屋地区の除染特別地域指定や町の汚染状況重点調査地域指定の解除に向けて必要な協議・検討を進めるとともに、解除に必要な取組を推進します。
- 井戸掘削事業等による安全な水の確保に取り組みます。

#### (2) 生活支援の充実

- 帰還した住民、特に独居高齢者を対象とした医療や福祉、見守り体制の充実・強化を図ります。
- 復興公営住宅入居者への家賃の低廉化・低減化を図り、被災者の負担軽減に取り組みます。
- とんやの郷を中心とした買い物や飲食、行政情報の提供に取り組み、帰還者の生活支援と相談業務の充実を図ります。
- 地域懇談会やアンケートなどにより住民意向を把握し、地域の実情を踏まえた適切な生活支援の在り方を検討します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
山木屋地区居住人数 (うち、帰還者以外の居住者数、複数拠点居住者数)	341 人(28 人) (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する

### 施策3：山木屋地区のコミュニティ再生

#### 施策の方向性

山木屋地区において、失われたコミュニティを再生するとともに地域外との交流を促進し、持続可能な地域づくりに取り組みます。

#### 主な取組

##### (1) 地域活動の活性化

- 地域コミュニティの活性化を図るため、山木屋地区自治会と町との協力関係の維持・強化に努め、地域の声や要望に適切に対応します。
- 住民や地域が主体となって行う各種イベント・催しなどの活動を支援します。
- 山木屋公民館やとんやの郷など高齢者が集い、活動できる場を整備し、サロンや健康体操などの事業開催を推進して、高齢者の心身の健康増進と地域の活性化を図ります。

##### (2) 交流・連携によるコミュニティ再生の促進

- とんやの郷を中心としてイベントや行事などを開催し、地域の賑わい再生と創出に取り組みます。
- 自治会やNPO、地元事業者、関係団体、行政など多様な主体が連携して、山木屋地区の地域活性化・コミュニティ再生に向けた取組を推進します。
- 帰還した住民だけでなく、地域から離れて暮らしている人やその家族などが、多様な形で交流し、共に地域づくりへ参加することができるような仕組みを検討します。

##### (3) 復興への歩みと歴史・文化の保全

- 原子力災害による避難で失われた地域の文化活動の再生と保全を支援し、ふるさと山木屋の歴史・伝統を後世につなぐ活動を支援します。
- 原子力災害からの復興への歩みを多くの人に知ってもらい、町内外との交流に生かすための取組を推進します。

#### 主な指標

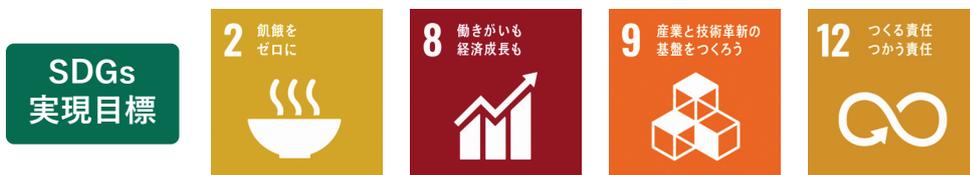
項目	現状	目標 (R10)
山木屋地区でのイベント・催しを実施した回数 (とんやの郷・NPO・自治会・公民館等) (年間)	30回 (R3)	50回
山木屋地区で開催するコミュニティイベントの運営主体の数 (地区外含む)	4団体 (R3)	15団体



## まちづくりの基本方針 2 産業振興で活力のある復興のまちづくり

### 目指す まちの姿

原子力災害により被害を受けた事業者や農村環境、産業の再生を図り、確かな復興を遂げた持続的な発展ができるまちを目指します。



### ●現状と課題

東京電力福島第一原子力発電所事故は、町全域に放射性物質による実被害と風評被害をもたらし、町の産業に大きな打撃を与えました。その影響については徐々に回復しているものの、今もなお完全には払拭されておらず、経年とともに風化の問題も顕在化しています。第2期復興・創生期間以降における国の復興の基本方針では、産業再生について、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者・農林漁業者の再建、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進が掲げられています。

本町では、震災により被害を受けた農林業従事者や町内事業者、企業等に対し、事業再開のために各種補助制度の周知と活用の支援に努めてきました。町内企業では、震災前の取引関係の維持・回復に取り組むとともに、新たな需要の開拓、供給ネットワークの構築を図っています。また、避難指示によって農地や山林が荒廃したためイノシシやサルなどによる有害鳥獣被害も増加しており、捕獲・電気柵・防護柵の設置など被害防止対策に努めています。加えて、山木屋地区については、平成25年度までに水稻、花き、野菜の実証栽培を行い、農地の除染と経営規模の拡大、花き等の施設園芸の拡大による収益の確保、生産品目の拡大などにより農業再生を図ってきました。近畿大学の協力のもと栽培が開始されたアンズリウムは町の新たな特産品となっています。

しかし、本町の農家数や産業別事業所数、産業別従業者は、震災前後で比較すると減少傾向にあり、労働者や後継者の不足が深刻化しています。今後も正確な情報発信等による風評被害対策や地元企業への支援、有害鳥獣対策などの農業支援を進めるとともに、農・商・工の事業者が震災を乗り越え、さらに発展を目指すための環境整備や雇用の創出・確保に向けた支援が必要です。

国・県と連携しながら事業者への支援を継続し、引き続き営農や事業の再開を促進するとともに、被災直後の「マイナスからゼロ」への取組から、復興を遂げる「ゼロからプラス」に向けた取組を推進していきます。

### ●まちづくりの施策と取組内容

#### 施策1：産業の再生

##### 施策の方向性

農林業の生産におけるや安全性確保の充実を図るとともに、被災事業者や被災企業の事業継続や再開支援を図ります。また、今もなお残る風評を払拭させるため、正しい情報の発信と町の魅力向上に努めます。

##### 主な取組

###### (1) 農林業再生への支援

- 食品や水、土壌などの放射性物質の検査体制を維持し、継続的な放射線量測定を実施します。
- 原子力災害以降、森林整備や林業生産活動が停滞した影響で水源涵養や山地災害防止などの森林の公益的機能が低下しているため、森林の再生を図る取組を推進するとともに林業の再生を図ります。

- 広葉樹林において放射性物質の影響を継続的に調査するなど、きのこ原木の安定供給や原材料となる広葉樹林の再生を図る取組を推進します。
  - 森林再生関連事業の円滑な実施と林業の再生を図るため、林道など林業施設の整備に努めます。
- (2) 商工業再生への支援
- 事業再開等支援補助金を活用し、商工業事業者の生業再建等を支援し、事業者の帰還、生業の再建を通じたまち機能の回復を図ります。
- (3) 多様な連携による支援
- 福島イノベーション・コースト構想の推進に取り組み、新たな産業基盤の構築を進め、町内外の企業や関係団体との連携による地域経済の活性化を目指します。
  - 最先端の知見や技術を活用することにより、風評を受けない、または、風評に左右されない新たな産業への転換や創出を推進します。
  - 福島国際研究教育機構への本町参画を要請し、研究・実証・社会実装の場としての社会貢献と地域の発展を目指した取組を検討します。
- (4) 風評払拭と安全性の発信
- 食品・農産物、空間線量等の放射能測定結果について、正確かつ迅速な情報発信に努めます。
  - 全国各地で開催されるイベントなどへ積極的に参加し、トップセールスやメディアを活用した広報活動などを行い、本町の農産物の安全性と品質をPRします。
  - ALPS 処理水の放出に関する風評被害を防止するため、安全性の継続的な情報発信と本町の魅力・地域資源を発信する取組を推進します。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
農業産出額 (年間) (再掲)	20 億 3 千万円 (R2)	21 億 3 千万円
製造品出荷額 (工業統計調査) (再掲)	312 億 7,701 万円 (R2)	360 億円
福島イノベーション・コースト構想との連携企業数	1 件 (R3)	13 件



## 施策 2：山木屋地区の産業再生

### 施策の方向性

山木屋地区において、生業の再生と継続的支援を実施するとともに、新規就農や起業などによる担い手の育成・確保に取り組みます。

### 主な取組

#### (1) 生業の再生と支援

- 山木屋地区における農地保全、管理耕作、地力回復、鳥獣被害防止対策及び放射性物質の吸収抑制対策等を実施します。
- 除染後や仮置場の返地が完了した農地での営農再開に向けた取組を支援します。
- 化学肥料や農薬を適切に施用しながら、廃棄物などを有機資源として活用し、環境への負荷軽減を目指す地域内循環型農業による農業の再生に取り組みます。
- 原子力災害による避難で、良好な管理ができずに荒廃した水田、用排水路等の整備を県と連携して取り組みます。
- 山木屋地区の農産物等を生かした新商品の開発、加工による高付加価値化を図り、観光商品化も視野に入れた取組を推進します。
- アンスリウムや山木屋在来そば「高原の<sup>そと</sup>宇宙」などの地域特性を生かした魅力ある特産品の創生・開発に努めます。
- とんやの郷や体験農園、スケートリンクなど、地域の観光資源を生かし、町内外を問わず人を呼び込む仕掛けづくりを支援します。
- 事業の継続を支援し、山木屋地区で働くことのできる場・機会の確保に努めます。

#### (2) 担い手の育成・確保

- 就農に係る情報を積極的に発信し、地域おこし協力隊を含む新規就農者を確保するとともに、新規就農者への技術サポートなど、担い手の育成を推進します。
- 大学等と連携した山木屋地区での学生インターン生の受け入れなど多様な担い手の確保に取り組みます。

### 主な指標

項目	現状	目標 (R10)
営農再開した面積	212.8ha (R3)	260ha

